

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5)			
日 時	平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	酒井 (隆 行) 委 員 長、松 田 副 委 員 長、高 橋 (龍) ・ 酒 井 (隆 裕) ・ 齊 藤 ・ 中 村 (吉 宏) ・ 中 村 (誠 吾) ・ 新 谷 ・ 山 田 各 委 員		
説 明 員	市 長、教 育 長、前 田 ・ 菊 池 両 監 査 委 員、副 市 長、水 道 局 長、総 務 ・ 財 政 ・ 産 業 港 湾 ・ 生 活 環 境 ・ 医 療 保 険 ・ 福 祉 ・ 建 設 ・ 教 育 ・ 病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 各 部 長、消 防 長、会 計 管 理 者、選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長、監 査 委 員 事 務 局 長、農 業 委 員 会 事 務 局 長 ほ か 関 係 理 事 者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名委員に、高橋龍委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が斉藤委員に、川畑委員が新谷委員に、濱本委員が山田委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、民進党、公明党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎小樽市病院事業会計について

それでは、病院事業会計について、若干質問いたします。

まず、委託料について、時間もないのでまとめて聞きますが、推移はどのようになっているのか、それから、委託料に計上されている主なものを示していただきたい。それから、道内公立病院と比べて高いのか、低いのか、この三つについてまずお伺いしたいと思います。

○（病院）経営企画課長

3点ほど御質問をいただきました。

まず、委託料の推移について、平成26年度から28年度の直近3カ年の決算数字でお答えさせていただきます。数値はいずれも税込みの金額でございます。26年度8億5,008万円、27年度10億1,915万円、28年度11億9,736万円となっております。

次に、委託料に計上されている主なものをということでございますが、28年度決算で額の大きなものをお知らせするというご願ひしたいと思います。まず施設設備の管理、次に医療機器や電算機器の保守、医事事務、給食でございます。

次に、3点目でございますが、道内公立病院と比べて高いのか、低いのかというところでございますが、道内主要14病院に聞き取りをしたところ、当院を含めた28年度の委託料の決算額の平均は10億1,149万円でございます。各病院の病床数や診療科の標榜数など施設規模の違いのほか、業務を直営で行うか委託で行うか、各病院で違いがあるため、単純な比較はできないと考えるところでございますが、当院は15病院の平均より高い水準となっております。

○酒井（隆裕）委員

ここで旧小樽市立病院改革プランの中でも出てきたキーワードとなっているのが、民間的経営手法を導入して改善を図るというものでございました。そもそもこの民間的経営手法とは一体何か、説明願えますか。

○（病院）経営企画課長

当院では道内の公立病院との情報交換を行っているところでございますけれども、民間的経営手法の導入につきましては、民間病院が行っている取り組みを研究し、当院にとって経営改善につながると思われるものは取り組みたいといった考え方でございます。

主な方向性としては、民間病院の手法や全国の病院と比較可能なDPC分析を経営に活用できるように研究すること、経営状況の毎月のモニタリングにおきまして診療科ごとの収支の分析を検討すること、事務職員のプロパー専門職員の採用拡大の検討や専門的なスキルを持った職員の育成などのほか、診療材料の調達方法の改善、後

発医薬品割合の向上、救急患者数や紹介・逆紹介率の向上などでございます。

○酒井（隆裕）委員

る述べられたわけなのですけれども、民間病院と公立病院というのは、そもそもの役割が私は異なると思います。経営改革なるものは取り組んでいくということでございますけれども、この辺についてはしっかりと見ていきたいなと思います。

次に、平均在院日数と病床利用率の推移について示していただけますか。

○（病院）医事課長

平均在院日数と病床利用率の推移ですが、平成26年度から28年度までの直近3カ年の平均在院日数で御報告いたします。平均在院日数ですが、26年度が13.4日、27年度が13.2日、28年度が12.7日となります。また、病床利用率につきましては、26年度が72.5%、27年度が89.0%、また28年度が86.6%となります。

○酒井（隆裕）委員

この考え方はどのようになっているのかということがまず一つと、それから、患者の追い出しはないかどうかというのがすごく心配されるわけですけれども、それについてもお答え願えますか。

○（病院）医事課長

委員のおっしゃる考え方ですが、平均在院日数が下がり、新しい入院患者がいないと病床利用率は下がります。ですので、過剰診療を抑えて医療の標準化を目指し、平均在院日数を短くしようとする一方で、新規入院患者をふやし、病床の回転をよくすることが必要と考えております。

患者の追い出しはないかについて、こちらは、退院は医師が判断いたしますが、治療が必要な患者に対し無理に退院をさせたりするようなことはありません。

○酒井（隆裕）委員

追い出しがないというのは当たり前の話なのです。

次の質問に入りますけれども、先ほども出てきました逆紹介率の推移はどのようになっているのか、示していただけますか。

○（病院）地域医療連携室柴田主幹

逆紹介率の推移についてですが、平成26年度から28年度までの直近3カ年の逆紹介率をお答えいたします。26年度が18.6%、27年度が22.2%、28年度が25.7%となっております。

○酒井（隆裕）委員

これからも上げていくという考え方でよろしいのかどうか、確認します。

○（病院）地域医療連携室柴田主幹

これからも逆紹介率を上げていくのかという御質問ですけれども、当院としましては急性期医療を主体としておりますので、急性期治療を終えた患者には、療養病院やリハビリ病院などへの転院を初めとした退院調整を行っております。今後につきましても逆紹介率を上げていきたいと考えておりまして、かかりつけ医となる受入先の医療機関の確保や連携の強化を図っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、提携医療機関数の推移はどのようになっているのか、示してください。

○（病院）地域医療連携室柴田主幹

提携している医療機関数の推移について、当院の連携医療機関登録というものは、平成26年12月の小樽市立病院の開院にあわせて行ったものであります。27年3月における連携医療機関登録数は155医療機関でした。しかし、その後の医療機関の開院などもありまして、現在の登録数は150医療機関となっております。

○酒井（隆裕）委員

ここで、患者の行きたい病院に、提携医療機関ではないからと断った例というのはなかったのでしょうか。

○（病院）地域医療連携室柴田主幹

提携している医療機関ではないから断ったことはないかという御質問ですが、以前につきましては、市内の医療機関を優先して退院の調整を進めていた時期もあったというふうには聞いてございますが、現在では、患者や患者の御家族から幾つかの希望をお聞きしまして、できるだけ患者の意向に沿えるよう調整を進めてございます。患者の転院先につきましては、連携医療機関ではないという理由で当院からお断りすることはなく、受入医療機関のベッド状況や患者の病状などによりましてお断りされる場合はございます。

○酒井（隆裕）委員

何でこんなことを聞いたかという、本当に行きたい病院があると言っても、提携医療機関ではないから断られた例が実際あったというふうには聞いているのです。ですから、こういったことがないように、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

病院の項目で最後なのですが、D P Cにおける問題点として、検査の先づけ、そして後出しというものが行われるおそれがあるというふうには言っています。こういった状況はないかどうか、お伺いいたします。

○（病院）医事課長

検査についてですが、必要な検査を必要なタイミングで医師が判断し、実施いたしますので、先づけまたは後出しということはありません。

○酒井（隆裕）委員

これも、D P Cの中ではいわゆるそういった先づけ、後出しというものがやられがちだということで、これもしっかり注視してまいりたいなと思います。

◎勤労青少年ホームについて

勤労青少年ホームについて伺います。

事務執行状況説明書を見ていますけれども、活発に活動されていることはすばらしいことだというふうに思います。さらに発展させてほしいという趣旨で質問いたします。

やんぐすく一る講座や利用者ほ一む時間でありますけれども、事業はどのように決められているのか、お伺いいたします。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

やんぐすく一る講座など、事業をどのように決められているかという御質問ですけれども、まず、やんぐすく一る講座は、勤労青少年が余暇を有意義に過ごせるよう、利用者からの要望やアンケート、他市の施設の講座を参考に職員が企画立案しております。

次に、利用者ほ一む時間ですが、こちらは、利用者同士の交流を深め、当ホームを活発に利用してもらうことを目的に、利用者が中心となって職員と共同で講座を企画立案しております。

運営費ですが、やんぐすく一る講座は市の予算で行っており、また利用者ほ一む時間は市内の企業で組織する振興会の支援を受け行っております。

○酒井（隆裕）委員

特定の事業について詳しくは述べません。しかしながら、例えばリラックス効果があるというのは問題ないことではありますが、医学的効果があるというふうな標榜をするのは非常に問題があるというふうに思います。また、いわゆるスピリチュアル、これについても問題です。動物占い、四柱推命のどこが心理学なのか、こういう問題もあります。おまけに連鎖販売取引、マルチ商法とつながっているうわさもあります。小樽市が、ニセ科学やオカルト、インチキ医療を推進するかのごとき誤解を招くような講座は考え直すべきではないかと思っておりますけれども、

いかがでしょうか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

委員おっしゃるとおり、医学的効果がある、スピリチュアルといった表現などにつきましては、誤解を招くこととなりますので、今後、利用者の要望を考慮しながら講座を企画し、表現方法について注意してまいりたいと思います。

○新谷委員

それでは、小樽市の一般会計からの繰入金、市の負担が大きい事業についてお聞きします。

◎北しりべし廃棄物処理広域連合負担金及びごみ減量について

一つ目は、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、それとごみ減量について伺います。

まず、北しりべし廃棄物処理広域連合が設立した2002年度から2016年度までの一般会計負担額、資料を出していただきました。精算額などもありますけれども、負担総額は幾らになるのでしょうか。

○(生活環境) 管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合が設立されました平成14年度から直近の28年度までの負担金の合計額になりますが、金額は125億2,842万1,550円となっております。

○新谷委員

資料を見ると、各年度とも金額、それから負担割合は大きいと思いますけれども、施設建設、ごみ焼却施設とリサイクルプラザ、これの事業費の公債費総額と、償還が終わるのはいつでしょうか。

○(生活環境) 管理課長

焼却施設とリサイクルプラザの建設に係ります借入れですけれども、平成16年度から18年度にかけて行っておりまして、元金と利子を合わせますと59億6,337万6,915円となりまして、33年度に償還が終了すると聞いております。

○新谷委員

その平成33年度、総額で幾らになるのですか。33年度までで。

○(生活環境) 管理課長

先ほど申しあげました59億6,337万6,915円というのが全ての合計額という形になります。

○新谷委員

日本共産党は、ごみ分別、多分別収集を行って焼却しないよという立場で、焼却施設は小さなものにすべきだと主張してきました。しかし、焼却を続ける限り管理費は延々と負担していかなければなりません。これをいかに減らして、市の負担、ひいては市民負担を少なくしていくかということが問われていると思います。

小樽市の清掃事業概要を見ますと、北後志の6市町村のうちの85%が小樽市の焼却ごみ搬入量になっています。それで、小樽市のごみ量をどれだけ減らせるかが課題であります。この間のごみ焼却施設への生活系の燃やすごみは減っておりますけれども、事業系はさほど減っておりません。その理由は何でしょうか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

事業系のごみにつきましては、その時々々の社会情勢や経済活動に影響を受けるため、分析は難しいのですが、事業系ごみについては、平成12年度に、生活系ごみに先行する形で減量化・有料化を実施しております。

実施前の9年度から11年度の平均搬入量につきましては約4万6,600トンございました。これが、実施後の13年度以降、リバウンドすることなく、およそ2万トン前後で推移しているという状況でございます。確かに減ってはいませんが、これにつきましては、小樽市が歴史的景観や食に魅力のある観光都市として年間700万人以上が訪れる人気を維持していること、また、巨大な消費地である札幌圏に近い港湾都市として流通の拠点となっていること

など、安定した経済活動が行われていることも減らない要因の一つではないかと考えているところでございます。

○新谷委員

平成13年度からは大体安定しているというふうにおっしゃいましたけれども、そもそも大量生産、大量廃棄、これが問題なのです。事務執行状況説明書では、2016年度は18事業所に分別指導の実施をしたとありますけれども、どのようなことを行ったのでしょうか、その内容をお示してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほど申しましたけれども、事業系ごみにつきましては、平成12年度に減量化・有料化を実施しており、その際に適正処理、リサイクルの徹底した周知啓発を実施しております。その後につきましても、最終処分場等へ搬入されるごみのうち、リサイクル可能なごみについて搬入規制をするなどを行い、資源化による減量へ誘導を行ってきるところでございます。また、昨年は、くらしのガイドやホームページに食品ロス削減の記事を掲載して啓発を行ったほか、小樽消費者協会主催のおたる消費者まつりでも、パネル展示と啓発資材の配布をしております。

なお、分別指導を行った18の事業所につきましては、そのほとんどが建設リサイクル法に基づく立ち入りの際に行ったものでございます。

○新谷委員

その建設リサイクルにかかわってのことだと言いますが、2016年度18事業所に行ったということですが、この傾向というのはどうなのですか。ふえているのか、減っているのか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

指導件数ということでしょうか、それとも量ということでしょうか。

（「両方です」と呼ぶ者あり）

指導件数につきまして、ほぼ毎年同じぐらいの数をピックアップして、建設リサイクル法に関しては指導を行っているので、ほぼ同じような数、18件前後、15件から20件ぐらいのところまで推移してございます。

これによる効果としての搬入量としては見えてこないもので、建設リサイクル法の部分というのは、産業廃棄物の部分と一般廃棄物の部分に分かれておりまして、我々が所管している一般廃棄物の部分については抑えられていないと考えております。

○新谷委員

それで、事業系のごみをやはり減らしていく、焼却ごみですね、これは大きく問われていると思うのですが、事業系に対する今後の施策はどういうふうに考えていますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

小樽市の事業系ごみの特徴といたしましては、その半分以上が、約50%が厨芥類、いわゆる食品系の廃棄物となっております。この部分について、資源化だけではなく、排出抑制の観点から、食べられるのに廃棄される部分、いわゆる食品ロスの問題への取り組みを継続して行っていきたいと考えてございます。

ちなみに、ことしの8月には、消費者協会主催のくらしの講座でお話をさせていただきましたし、現在は、残さず食べ切ることを促す三角ポップ、これを作成しているところでございます。今後、飲食店の団体などの協力を得ながら、これらも配布していきたいと考えてございます。

○新谷委員

生活系のごみは減っておりますけれども、これが課題だということをお聞きしました。一方、生活系ごみは減っているのですが、ふえなければならないというか、ふえるはずの資源ごみが減っております。一般廃棄物処理基本計画では2019年度が中間目標年次になっているのですが、目標値に対する到達状況は現在どのようになっていますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

現在の一般廃棄物処理基本計画は平成27年度からの計画ですので、中間目標年次の31年までまだ少し間がありますが、今のところ、目標値 1 人 1 日当たり156グラムに対して144グラムと届いていない状況でございます。

○新谷委員

目標には至っていないということですが、もっと分別すれば目標に近づくことができると思います。他の自治体では、有名な水俣市、それから長野県なのですが、油とか木綿などを分別しており、このように、分別をもっとふやすことによって目標に近づけることができるのではないのでしょうか。それらを検討してきたのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみの全体の排出抑制が進むと、資源に回る量、資源化される量が減るという傾向が見られるようになってまいります。

市の資源物につきましては、平成17年度の生活系ごみの減量化・有料化の実施の際に、それまでの7分別から13分別に大きく拡大しております。布類、食油類につきましても当然過去に検討した経緯がございますが、布類であれば、木綿や化繊といった素材の見分け方、また食用油は液体ですので、その排出方法や収集形態に解決すべき問題が多いことから、今のところ実施には至っておりません。また、他都市を見ても、13分別はかなり多いほうで、これ以上ふやすのは、収集日の設定の問題とか市民への負担も考慮すると、今のところなかなか難しいものと考えてございます。

○新谷委員

ですが、これらが燃やすごみになって焼却に行っているわけですね。それで、一般会計から北しりべし廃棄物処理広域連合に投入しているお金も相当大きいですし、約59億6,300万円、これだけのお金を投入しなければならぬわけですから、いかに燃やすごみなどを減らすかということが大きな課題だと思うのです。

それで、小樽市の財政を少しでも負担をかけないようにするための施策というのはどのように考えているのですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

委員のおっしゃる広域連合の負担金につきましては、まず施設を運営するために必要な固定費の部分と、実際にごみを処理する際に必要となる変動費の部分がございまして、この固定費の比率が大きいので、ごみ処理量が減っても大きな負担減にはつながりませんが、ごみの減量が負担金の軽減になることは確かですので、今後もまず事業系ごみ等の削減に向けて、食品ロスの問題への取り組みなどを継続してまいりたいと考えております。

また、広域連合の施設も供用開始から11年目となっております。今後、施設の長寿命化、あと契約の更新も控えていることから、これらの協議に積極的にかかわって、市の財政負担が少しでも減らせるような方向で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○新谷委員

今、課長からお答えしていただいたこと、ランニングコストですね、これで、建設費はさほど高くなくても、ランニングコストでもうけていく仕組みなのだと、私たちはずっと指摘してきました。それで、これから契約更新に当たって協議していくということですから、しっかりと市の負担を少なくしていく、そういう立場でやっていただきたいと思います。

◎簡易水道について

それでは次に、簡易水道について伺います。

簡易水道も、毎年一般会計から1億円以上の支出をしてきております。資料をいただきまして、資料にあるとおり、石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は年々ふえております。しかし、事業所数は49社とふえておりませ

ん。給水量は、2016年度で基本水量の約50%、給水量の基本水量に対しての割合が低くなっておりませんが、これはどのような理由でしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

基本水量に対する給水量の割合で2016年度が低くなっている理由につきましては、ここ数年、創業企業数に大きな伸びがなく、給水量が横ばいで推移しているのに対しまして、協定に基づいた基本水量が年々増加していくためであります。

○新谷委員

この協定が問題だと思うのですが、ことしの第1回定例会の予算特別委員会でも聞きましたけれども、基本水量の予定、平成36年度には72万4,525立方メートルです。これは大変な負担なのですけれども、このままですと一般会計の繰り入れはどれぐらいになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

基本数量の増加に伴う今後の収支につきましては、昨年度に小樽市簡易水道事業経営戦略を策定しまして、いろいろ検討を進めました。平成29年度から40年度までの12年間で、市としまして営業収益を現状維持と仮定した場合の収支計画を立てておりまして、この際の一般会計の繰り入れは、12年間でおおむね13億6,000万円と試算しております。

○新谷委員

大きなお金ですね。

それで、今おっしゃった経営戦略です。ことし3月22日と29日に策定して、議会に説明しております。事業の概要と収支不足の背景、今後の対応を載せておりますけれども、これについて説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

議会に配付させていただきました資料の事業の概要、収支不足の背景、今後の対応についてですけれども、事業の概要としましては、北海道の計画、指導のもと水道用水事業を実施してきたが、当初の計画とは異なり、結果として水道用水を地域内に供給する簡易水道事業は収支不足の事業になっているということを記載しております。

また、収支不足の背景につきましては、石狩開発株式会社の経営破綻による影響、北海道が策定した地下水揚水計画が実行されないことによる影響を記載しております。

さらに、今後の対応につきましては、簡水事業の赤字解消に向けた取り組みの要請、企業団2期工事の費用負担の要請と年間基本水量の見直しを記載しているところであります。

○新谷委員

収支不足の背景の一つに地下水揚水計画が実行されないことがあります。日本共産党は、地下水利用組合にも聞き取りをしてきまして、その後、議会では、簡易水道を使ってもらうように、料金の激変緩和措置などを行って実施してはどうかなど提案してきておりましたが、市として、地下水利用組合が使ってくれればもっと財政的に均衡がとれていくわけですけれども、どのような働きかけをしてきたのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市としての地下水利用組合企業に対する働きかけにつきましては、今まではこの問題が、主体的にかかわった北海道の責任において行ふべきということで認識しておりましたけれども、簡易水道の利用の促進の状況は余り好転していないという状況もありまして、今年度は、11月に実施しました北海道の企業訪問に本市も同行しまして、地下水利用組合企業のうち数社についての情報収集に努めてきたところでございます。

○新谷委員

その11月の企業訪問の状況というか、感触はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今年度初めて組合企業に訪問したということもございまして、細かな中身は説明していないのですが、企業の経営の現状ですとか課題、今後の事業の展開の見通しなどを聴取しまして、地下水ですとか簡易水道の利用状況などを確認したというところとどまっているところがございます。

○新谷委員

やっと動き始めたなという感じはしますけれども。

それから、2020年から2期工事が始まります。この2期工事においても年間基本水量の見直しを提案してきました。また、小樽市が赤字分を、事業を主導してきた北海道に求めるべきと言ってきました。これらについてどのように取り組んできたのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

2期工事の年間基本水量の見直し、それから本市の簡易水道の赤字収支改善を求めるべきということですが、年間基本水量の見直しにつきましては、平成36年度までは協定に基づいて負担が定まっているため、2期工事完了後の37年度以降について、本市における今後の水需要を見きわめ、必要最小限の予定水量として算定を行いまして、石狩西部広域水道企業団にはこの予定水利用を報告したところであります。

また、本市の簡易水道の赤字収支改善等につきましては、本年も5月と9月に北海道経済部の担当者を訪問しまして、再度協議の場を設けてもらい要請を行ったところであります。北海道からは、これまでどおり、小樽市への財政負担は難しいが、企業誘致と利用水量をふやすことが解決の手段という考えは変わっていないのですが、今後とも本市と協議を継続し、こういった手法があるかということは検討していきたいというような回答は得るところであります。

○新谷委員

北海道としては当然取り組むべき問題だと思うのですが、財政赤字の負担はできないけれども、企業誘致は力を入れるとこれまでも聞いてきました。それで、残念ながらというか、さっぱりふえていないわけですが、どういう企業に、何社に北海道は働きかけてきたのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

企業への働きかけにつきましては、交渉という中でやっているものですから、なかなか企業名等は北海道から教えてもらっていないというのが実情であります。北海道が事務局となって、石狩湾新港地域の活性化を進めていく組織であります石狩湾新港地域開発連絡協議会において、毎年、企業誘致を促進するために、道内外の企業に対してアンケート調査を実施しているところであります。

平成28年度分といたしましては、約2,400社の企業に対してアンケート調査を実施しまして、回答のあった数百社のうち約50社を訪問、それから有望と思われる企業数社を継続的に訪問する予定であるということで北海道から聞いております。

○新谷委員

かなりの企業がアンケートに答えてくれて、そのうち回答のあった数百社のうち50社を訪問したということですが、その感触はどのようなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

感触ということですが、正直、個々の感触というのは聞いておりませんが、なかなか企業誘致といえますか、そこが進んでいないところを見ると、いろいろ企業の中では考えているところなのかなということで認識しております。

○新谷委員

なかなか進んでいないという実態ですが、このままいきますと簡易水道事業の赤字がふえるばかりです。

北海道の責任が厳しく問われると思うのですけれども、北海道主導に従ってきた結果この過大な支出になっている、そういう認識は小樽市としてはあるのですね。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

北海道主導の結果、無駄な支出をしているのではという認識につきましては、この問題の捉え方もあるかと思うのですけれども、地下水利用組合企業を含め石狩湾新港地域の後背地企業からの市税収入は、近年、本市の母体負担金を大きく上回りました、本市の都市経営に着実に貢献しているということ、それから簡易水道事業については、高料金対策などとして、国から、一般会計からの繰出金の約半分に相当する交付税措置があるということもまた事実でありますので、この側面については御理解いただければというふうに思っております。

とはいいまして、今後におきましても、議員から御指摘のあるとおり、これまで主体的にかかわって責任があると思っていた北海道に対する要請は継続したいと思っておりますし、本市としましても、一般会計からの繰出金を少しでも低減できるように、収支改善に向けた取り組みをしっかりと行っていきたいと思っております。

○新谷委員

◎水道料金・下水道使用料に係る消費税について

時間が迫ってきましたけれども、水道・下水道使用料に係る消費税について伺います。

資料を出していただきました。この資料を見れば一目瞭然とも言えるのですけれども、8%への増税の影響、そしてまた経過措置として、平成26年度は4月・5月分を5%にしました。この理由は何だったのでしょうか、お聞きします。

○（水道）総務課長

資料で提出いたしました平成23年度から28年度までの水道料金・下水道使用料の消費税についてでございますが、この間、26年4月1日に消費税率が5%から8%に改正されておりますので、26年度以降から当然消費税がふえるというような傾向になっております。

経過措置のところでお尋ねがございました26年4月・5月に検針を行ったものにつきましては、3月以前に使用した分を含んでおりますので、旧税率の5%としているものでございまして、通年で8%となっているのは27年度からということになります。

影響といたしましては、水道料金の家事用で申し上げますと、1件当たりの消費税額としましては、年額1,313円でありましたものが2,068円となっております、755円の増、業務用といたしましては、1件当たりの消費税額が年額1万1,163円でありましたものが1万7,691円となっており、6,528円の増、上昇率としましては税率の改正分とほぼ同じ6割程度となっております。

2枚目に下水道使用料がございまして、下水道使用料につきましても、具体的な数字は申し上げませんが、傾向としては水道料金と同じようとなっております。

○新谷委員

8%になったとき、他市では、消費税率の引き上げに伴う水道料金及び下水道使用料の消費税引き上げ相当分の改定についてという審議会を開いて、諮問しております。小樽市では、8%になったときに審議会を開いて話し合ったのか、伺います。

○（水道）総務課長

平成26年4月の段階の改正に当たりまして、審議会は開催しておりません。

○新谷委員

なぜ開かなかったのでしょうか。

○（水道）総務課長

平成26年4月の改正に当たりましては、消費税法等の法律に基づく税率に合わせたものであり、我々といたしま

しては、選択できる余地がなかったことから、審議会への諮問は行わなかったものでございます。

○新谷委員

この点については、他都市では審議会を開いて諮問しているわけですから、今後の議論もまたあるかと思えますけれども、今はこの問題については終わります。

次に、日本共産党は、基本水量の見直し、基本料金の引き下げを求めておりますけれども、水道料金の消費税は 1 カ月 10 立方メートルを使わなくても 10 立方メートルを払っているという、そういうことにならないのですか。

○(水道) 総務課長

従前から御指摘いただいております基本水量に満たない方が基本料金を払っている分、それは払い過ぎなのではないかといったようなお話と思いますが、基本料金の基本的な考え方といたしましては、水道メーターの設置費、あるいは検針、徴収の経費など、使用した水量の多少にかかわらず固定的にかかる経費を負担していただくものとなっております。基本水量は基本料金の負担だけで使用できる水量の範囲というふうになっております。こういった性格から、基本水量に満たないからといって、使っていない分を納めていただいているということに当たらないと考えております。

○新谷委員

他市では、余り使わない人に配慮した料金体系になっているということは何度も指摘させていただいておりますけれども、基本水量に満たない方々は、使っていない水の分、さらにその消費税も払い、二重の負担になっているという思いがあります。

それで、これが 10% になったら一体どのぐらいになるのか、家事用、業務用、浴場、1 件当たりの負担額についてお示してください。

○(水道) 総務課長

消費税が 5% から 8% になったときの影響につきましては、先ほどの資料のときの説明で申し上げたとおり、税率を改正した割合がふえております。8% から 10% になったときも同様に、用途別にかかわらず税率を改正した割合、1 件当たりの消費税額は、税率上昇分の約 25% 程度の増加になるものと想定されます。

○新谷委員

金額にしたらどうなのですか、具体的に。

○(水道) 総務課長

繰り返しになりますが、金額といいますと、先ほどの表で申し上げますと、平成 28 年度、こちらのところで 1 人当たり、あるいは 1 件当たりというところの金額が出ておりますので、傾向としてはこれの 1.25 倍に当たる金額がそれぞれのところになるというふうに考えてございます。

○新谷委員

計算すればわかることですが、実質賃金の落ち込み、それから可処分所得が減っております。消費税 10% 増税で、生活や経営を圧迫するのは明白です。水道、下水道は、幾ら使用を節約しても、衣類を買うのをやめるとか、そういうわけにはいかない、生活必需品なわけです。諸外国では、消費税率が高くても、水道や食料品はゼロという国が多いわけです。10% になったらもう暮らしていけないという声が多数です。

日本共産党は、消費税の 10% 増税中止と、食料品などの生活必需品は、水と食料品ですね、生活必需品はゼロにする提案を行っております。地方自治体の役割は住民の福祉の向上にあります。水道・下水道料金への 10% 増税をそのまま課さないように求めますけれども、いかがですか。

○(水道) 総務課長

消費税の税率改正後も金額を変えないといったような御質問でございますが、それを行うということは、その差額を水道事業の中で負担するということになり、経営にも影響がある内容でございます。今後も、人口減少に伴い

収入が下がる一方、老朽施設の更新費用や維持管理費などの支出は増加が見込まれますので、我々といたしましては国の法律に沿った形で行っていきたいと考えております。

○新谷委員

消費税というのは、所得の低い方にとりわけ大きな負担となる逆進性を持つものです。8%増税で、先ほど言ったように国民の可処分所得が減っております。とりわけ60歳以下の世帯の落ち込みが大きいというのは、内閣府の調査でも明らかになっております。今、課長がおっしゃいましたけれども、2016年度決算でも、水道・下水道とも、損益収支は黒字で剰余金も出してしております。住民に転嫁していない自治体もありますし、3%増税のときに据え置いたこともあるということですから、市民生活を考えて検討ぐらいすべきだと思います。これはこれからも予算委員会の中などで質問していきたいと思いますが、このことは指摘しておきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

自民党に移します。

○山田委員

それでは、私からは1点お聞きしてまいります。

◎野球場について

近年、野球競技人口が減っているとされておりますが、過去には地元の高校が8度全国大会に出場、近年では平成12年に創部された小樽リトルシニア球団が25年から27年までの3年間連続して日本選手権全国大会に出場、根強い人気の野球場について関連してお聞きいたします。

現在、小樽桜ヶ丘球場が改修されて、市民や各学校、団体など多くの利用を受けていると聞きます。ですが、一部の市民からは、使ってはだめだとか、断られるだとか、こういうお話がある方から私にも寄せられております。まずこういう実態があるのかどうか、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

桜ヶ丘球場の利用について、生涯スポーツ課で、野球施設として使用しているのが桜ヶ丘球場、それから野球場ではございませんけれども、生涯スポーツ課所管としては、花園公園グラウンドの小樽公園運動場です。それから小樽平磯公園運動場がありまして、これらにつきましては、野球競技は硬式と軟式がそれぞれございますので、どちらかと言いますと硬式の球場として専門的に使われているのが桜ヶ丘球場、それから軟式で使われているのが、それ以外の花園公園グラウンド、平磯公園運動場ということで、一定のすみ分けはできているのかと考えております。

○山田委員

いろいろと改修だとか修繕だとかで使えないときも多分あると思います。そういう点で、私に寄せられた方から、こういうような不公平な取り扱い、その部分があったのかどうか、その点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

修繕のことにかかわって、桜ヶ丘球場のことについてでございますけれども、過去大規模な改修としましては、平成5年から7年にかけて、スコアボードですとか観覧席、駐車場等の整備を行っておりまして、その後、7年以降は大規模な改修は行ってきておりませんで、経年劣化等によりまして施設の老朽化が進んでいたということ、また、それに伴う利用者の安全対策としても必要であったことから、27年度に大改修を行っております。桜ヶ丘球場整備事業として大規模な改修を行っております。

この整備の内容としましては、球場内の内外野の土木工事、外野の芝の張りかえ、内外野フェンスの取りかえ工

事、バックネット改修、スコアボード、バックスクリーンの改修ということで、8月から12月ぐらいまでかかりまして、この間、27年度、28年度におきましては、そういった工事に伴いまして利用者の方には少し御不便をおかけしたといった経過がございます。それに伴って28年度は芝の養生だとかもありましたものですから、使用が7月ぐらいいから始まったといったことで、利用者の皆様には少し御不便をおかけしたという実態がございます。

○山田委員

そういうような実態があったという押さえでよろしいですね、そうしたら。

いろいろと私も聞いている範囲では、使用者の都合だとか、天候だとか、そういう部分で使われなかったのかなという部分も私もあると思います。ただ、そのときにどのような対応をされたのかということが、今回私も少し疑問に思っている点なのですが、使用者の満足度だとか、こういうところを使いたいだけけれども実際に使えなかった、そのときの対応とかについてはどうされたのか、その点を少しお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

使用者の満足度等について、特段利用者向けのアンケート調査等というのは行っておりませんが、平成27年度に行いました今申し上げました施設の改修によりまして安全対策が講じられまして、安心して大会や試合ができるようになったということで、高校野球の関係者など利用者の皆様には、改修前と比較しまして一定の評価はいただいているというところでございます。

また、28年度には、小樽市ほか道央圏7都市で開催されました天皇賜杯71回全日本軟式野球大会の全国大会におきましても、桜ヶ丘球場は会場の一つとして御利用いただきまして、関係者の皆様の御協力のもと滞りなく大会が終了できたというふうにお伺いしているところです。

先ほど申し上げましたように、桜ヶ丘球場は硬式野球が専門というわけではございませんで、改修もしましたので、主に硬式の方に利用はしていただいておりますけれども、軟式の方々にも大会等で利用していただいておりますし、また、試合がないときは早朝に軟式の野球で利用していただいているというような実績もありますので、大きなふぐあいというのはなかったかというふうには考えております。

○山田委員

ある程度、今お聞きした内容では、使用者も十分満足というわけではないが、支障のない程度で使われたということで確認させていただきます。また、28年度の全国大会のときの対応など、そういうふうな形で対応されたというのがよくわかりました。

それでは、現在、使用料金は1時間940円ということですが、昨年この議案が出されました。参考までに、それはことしどうされるのか、お聞かせ願える範囲でお聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

ただいま委員にお話しいただきました使用料の関係でございますが、桜ヶ丘球場の施設の使用料につきましては、今、1時間940円ということで条例によって定めておりますけれども、昨年の第4回定例会のときに、全市的な使用料の改定の関係の議案の中で、桜ヶ丘球場の使用料の改定の内容としまして、小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案ということで、第4回定例会のときに提出させていただいたところです。

この内容につきましては、道内の主要都市の同様の規模にある他都市の球場と比較しまして、それらの主要都市の球場の使用料の平均レベルに引き上げるということで、その条例の中での内容としましては、1時間940円を1,000円に引き上げたいという内容でありました。他の球場とは施設の規模等の違いがありまして、一概に言えない部分もありますけれども、桜ヶ丘球場の施設使用料につきましては、他都市の同程度の規模の球場と比べまして大きな差はないのではないかとこのように考えております。

○山田委員

ある程度、この1時間940円という料金も、全国的なものということで考えているということでもわかりました。野

球人口というのは天候にも左右されるのですが、まだまだ多くの方々が利用したいと思っております。そういった部分では、まだ銭函の北海道薬科大学の跡地の横にも野球場らしい場所もあるので、できればそういうのも市が、少し調査していただいて、どういう使い方ができるのか、その部分もお願いしたいし、小樽の小・中学校のスポーツの予算、これについて今、大体どれぐらいの予算を割いているのか、わかれば聞かせていただけますか。

○委員長

山田委員、決算ですので、余り予算にかかわる部分は。

○山田委員

はい、わかりました。それでは、言い方を変えます。昨年度はどれぐらい占めていましたか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小・中学校の関係の体育スポーツ関係の予算ということでは押さえておりませんが、平成28年度決算の中で、教育費の中に占める社会体育費の決算額としましては、1億5,986万6,745円ということになっております。

○山田委員

ある程度、小・中学校のスポーツ予算ということで、まだまだほかの都市と比べては少ないように私も見受けられます。できればそういう予算も少しずつふやし、本当に小樽の子供たちの体力向上のために頑張っていただきたいと思います。

それで、最後にお聞きしたいのは、桜ヶ丘球場の公共施設の保全について、この部分の平成28年度財産内訳書から、公有財産、工作物、これの小樽桜ヶ丘球場についての「評価価格又は取得価格」が1,000円になっているのですが、これは寄附されたということで考えてよろしいのですか。それだけ最後にお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

大変申しわけありません。今すぐ資料がなく、お答えできませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○山田委員

最後に、1,000円だったとしたら、評価額または取得額、どちらかだと思うのですが、この1,000円というのはどうなのかなと私も気にしているので、その点も含めてお答えをお持ちいただくようよろしくお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎市長交際費について

まず、市長交際費についての質問なのですが、本年の第1回定例会の総務常任委員会で、安齋議員がこの件をいろいろと質問されておりました。確認なのですが、平成27年度と28年度でそれぞれ20万円予算の流用を行っているということですが、この事実は間違いはないですか。

○（総務）秘書課長

予算の流用ですが、平成28年度は20万円、27年度につきましては7万円の流用となっております。

○中村（吉宏）委員

平成27年度が7万円ということなのですが、そもそも年度の当初に示された予算額が28年度は75万円でした。27年度も75万円。もし27年の7万円の増額を踏まえるのであれば、28年度の当初予算編成の時点で、これをきちんと含めた形での予算要求をするべきだと思うのですが、その点はいかがですか。

○（総務）秘書課長

平成27年度に7万円の流用をしているのですが、その時期が28年2月15日に流用を起案してございます。時間的に当初予算編成作業に間に合わなかったものですから、28年度につきましては従前と同じ75万円で計上させていた

だいてございます。

しかしながら、委員が御指摘されるとおり、当初予算から確保すべきとは考えますので、来年度に向けてはこのような流用が発生しないよう、当初予算を増額するなど、しっかり確保した上で執行してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

それから、今回は決算特別委員会です。平成28年度の予算に対する決算、これについての審査なのですが、議会の中で、いろいろ議事録の中でも、なぜ補正予算をきちんと組んで示さなかったのかというような議論が行われていますが、ここをいま一度確認させてもらっていいでしょうか。なぜ補正予算を組まなかったのか。

○（総務）秘書課長

第4回定例会の段階では、まだ1月から3月までの会合の御招待数などが未定でございまして、既定予算の中で間に合うかどうか、それが見えなかったため、補正の予算手続が進められなかったということでございます。

○中村（吉宏）委員

先ほど、本来だったら年度予算に計上するべきで、今後はというお話でしたけれども、これは、もう少し言わせてもらいますと、議事録を拝見していると、旧自治省が通知という形で、交際費に関しては予算流用を行ってはいけないのだと、そういうことを言っているわけなのですが、これについては小樽市の認識としてもう一度確認します。どういう認識なのでしょう。

○（総務）秘書課長

これにつきましては、緊急性もございましたために流用という形をとらせていただいたということとなっております。

○中村（吉宏）委員

緊急性がある。だけれども、こういう通知が出ていて、交際費を増額する必要がある場合は所定の予算措置により行うものとするということ規定があるので、これについて緊急性があるから飛ばしましたというようにお話なのですが、これは認められることなのかどうか、行政実例上も含めてどうですか。認識をもう一回お示しください。

○（総務）秘書課長

予算の流用につきましては、補正で行うというのが原則であるとは考えてございます。その中で、財務会計規則上流用が禁止されている条項がないというような状態でございますので、これにつきましては、流用も対応は可能であったと思っております。ただ、本来的には補正をするということが基本であったとは考えてございます。

○中村（吉宏）委員

小樽市の規則上というお話がありましたけれども、国からはこういう通知が出ているわけなのです。本来であれば、地方行政はこういった通知にのっとって行われていくのがしかるべきだと思います。

それから、所定の予算措置の方法として、例えば補正が難しかったら、専決等の処分も行えると思うのですが、いずれにせよこれも手続として行わなかった。この件についてはなぜなのか、お示しいただけますか。

○（財政）財政課長

予算の執行の関係につきましては、本来であれば、議決された予算の目的に従って、その予算の範囲内において執行する必要というものがございます。ただし、事業の執行状況によっては、その金額が増減するということは多々ございます。

それで、実際に対応する手段といたしましては、確かに予算の流用という手法と、あとは専決処分なども含めた予算の補正という二通りのやり方がございます。通常であれば、先ほど秘書課長がお話ししたとおり、予算の補正をすることが原則であるという認識はしておりますが、実際に予算の流用の対応に今回なってしまった理由の部分

につきましては、先ほど秘書課長からもちょうど緊急性の部分があったというお話がございましたが、実際に市交際費の部分につきましては、例えば会費の部分とか、あとは慶弔費関係の部分の要素などがございます。慶弔関係の部分につきましては、市に関係する外の方がお亡くなりになった場合とかに、急に集中するとその支出が突発的に発生するというのも、予算の補正では間に合わないという判断をした一つの理由になるかと思えます。

また、当時、小樽市のホームページに、使途の細かい部分について表記はされておりましたが、例えば慶弔関係とか会費の部分につきましては、何々ほか何件ということで、実際に公開されていた部分とか、あと実際に歳出予算の目と節の部分につきましては、執行科目というふうと呼ばれておまして、これは予算執行のために設けられている科目になります。目と節です。ここの中については、財務会計規則上の流用の制限の部分については、特に規定はしていません。

実際に流用の1年間の件数というのが、小樽市においては大体600件程度生じております。これら全ての執行科目について、予算の補正という形での対応をしているものではなく、あと金額から言っても、各原部に配当している配当予算の範囲内で、執行科目である目と節の間での流用であったということから、これらの点を考慮して、当時、流用の部分を認めた次第でございます。

○中村（吉宏）委員

長々と目、節の流用の御説明をありがとうございました。残念ながら、そういうことを聞いているのではありません。国からの通達があります。もちろん小樽の財務会計規則もあります。財務会計規則に特に流用を禁じるものがない、明記がないということを根拠にして、では、この通知の扱いはどうなるのかということに関しては一切答弁がない。大きな答弁漏れだと私は思います。この点を踏まえてもう一度答弁していただきたい。

それから、今、ホームページに、使途の詳細はないにしても、そちらに載っているからわかってもらえるというような話もありました。予算というのは議会の承認を得るものでしょう、そうですね。では、ホームページに載せれば、年度予算に関しても議会の議決は別に要らないとあって、市民の皆さんに示すからそれでいいですよという理屈になると思いますけれども、この点を踏まえてどうですか、もう一回しっかりと答弁を欲しいと思うのですが。

○（財政）財政課長

指導通知の関係について、今後、指導の内容を踏まえて適切な対応をすることという形で、通知は来ておりますけれども、実際に私たちが流用についての決定をする際に財務会計規則というものを使っております。その財務会計規則の中では、交際費についての流用の制限はかけていない点、そしてホームページの関係のことなどもお話しさせていただきましたけれども、やはり一番大きい要素としては突発的な支出。慶弔のように、そういう突発的な支出が出る可能性があったものですから、流用の対応という形を今回とらせていただいた次第でございます。

○中村（吉宏）委員

何かずれているのですよね、答弁。

もう一個、緊急性のところの問題ですが、先ほども申し上げました専決処分で第5回定例会なり次の第1回定例会なりで示せたと思いますけれども、これを行わなかったのはどうしてですか。

○（財政）財政課長

専決処分の部分につきましても、確かに予算の流用も専決処分についても、どちらも予算の措置という形になります。ただ、専決処分でなくて流用を選択してしまった理由の部分については、先ほどからお話ししております慶弔関係の部分については、あす、あさってとかでも生じる可能性がある。実際に専決処分の部分も、どういう形でやればいいのかということも当然当時考えましたが、その中ではやはり現時点で流用要求を平成29年1月11日にいただいた時点で、残額がたしか4万1,000円ほどという金額になっていたかと思うのですが、慶弔関係の例えば香典の部分とか、あと供花の部分とかでも、1件あただけでも、こちらで支出基準をつくっているかと思えますけれども、大体、1件あれば2万3,000円ぐらいの費用がかかります。そういうものが2件とか急に重なってくると、なか

なか支出的にも、既定予算内で実際支出することが難しいというふうに判断いたしまして、原課からの流用要求があったものですから、こちらとしても、内容を確認させていただいた上で流用の決定をしたという次第でございます。

○中村（吉宏）委員

流用の仕方の方法論のことを聞いているのではないのです。そもそも何でこういう通知があるか、この趣旨はどのようなことなのかわかりますか。

○（財政）財政課長

昭和40年の通知の関係なのですけれども、交際費の部分につきましては、その使途が特に住民の疑惑とかが起きやすい経費であるということから、その計上については最小限にとどめるとともに、予備費等の充用等は避けるべきであるということで、当時、40年に通知が出されております。

○中村（吉宏）委員

はい、そうなのです。住民の不信を買うような事態を招くおそれのある費目だからこそこういう通知が出て、予算措置をしっかりと国も言っているわけです。これを小樽市は、このとおりに行っていないという事実が平成28年度はあったと。

殊に公選の市長に関連する交際費の費目なのです。不正の流用、選挙対策への使用というのも、議事録にそういう疑いもお話載っていましたが、まさしくそういうことにつながるかもしれない。だから、しっかりとした措置をとってくれということなのですけれども、これについてもしっかりとできなかったということはわかりましたし、理由の中においても、いろいろ事務処理上の流用と性質は全く違うと思います、我々の会派は少なくとも。これは認めるわけにはいかないだろうと思うのです。

もう一個何うと、交際費で流用したけれども、交際費の部分をもた流用元にして、ほかの部分への流用ということも、やろうと思えばできるのですよね。この点はいかがですか。

○（財政）財政課長

現在の財務会計規則上で流用の部分のそういう制限とかがございませぬので、流用自体は実際には可能でございます。ただ、私たち、実際に流用した際については、予算が余るような形、予算残額が可能な限り生じないように、実際に流用の際については内容の精査を行っております。

○中村（吉宏）委員

だけれども、庁内で全て手続を終えてしまうこの流用の仕方は、場合によっては市長交際費に係るものなので、市長が何かこちらに流用しようという、そういうことだって可能になってくるわけですよね、特に規則がないということであれば。だからいけないのですよ、そういうことも含めて。

ということを踏まえた上で別の質問になりますけれども、20回ほどの会費の増額もあるのですが、どういうものだったのか、またこれは本当に必要があったのか、お示してください。

○（総務）秘書課長

会合につきましては、行政懇話会ですとか、さまざまな会合に出てございまして、回数的にいきますと、平成28年度は67回、会合に会費を支払って出席しています。それぞれの会合につきましては、市長就任以来、市民の皆様の声をもっと多く市政に反映するという考え方のもと、直接対話を積極的に行っておりますので、これらの御案内いただいた会議につきましては皆重要と考えて、出席させていただいている次第でございます。

○中村（吉宏）委員

20万円という決して少なくない金額ですけれども、流用が行われて、その会合に出席しました。だけれども、議事録では、市長は団体への激励の意味も込めてというようなお話もありましたが、それであれば文書でやりとりするというのも一つ可能なのではないかなど。激励文が何かを会員のところにお送りするものではないかと。

日ごろから、財政上厳しいですと、いろいろなものの施策要求をした場合には、財政上厳しいのだと言うのですが、特に御挨拶文程度で済む会合であれば、そういったものの扱いで十分なのではないかと思うのですよ、厳しい財政状況であれば。今後においてはそういうことも含めるべきだと思うのですけれども、平成28年度についてはそういう発想はなかったのでしょうかね。

○（総務）秘書課長

会合への参加を抑制するという形は基本的には考えてございませんでした。参加できない場合は、祝文対応ですか、そういうことはさせていただいておりますが、スケジュール的に合うもの、そういったものにつきましては積極的に参加させていただいているという次第でございます。その会合の中で、実際に皆様方と行政のお話ができたりしながら市政に役立っていると考えてございます。

○中村（吉宏）委員

では、どのような市政に役立った内容があるのかを示してください。

○（総務）秘書課長

具体的にはなかなかないのですが、よく市長の随行で行ったりしますと、その後に、こういうことを各部に指示してくださいですか、そういう案件は多々ございます。そういったお聞きしたものを市政に反映しているような場面がございます。

○中村（吉宏）委員

だからそれをやるのでも、本来であれば厳しい財政の中で運用していかなければならない、また、予算をしっかりと立てなさいと言っているのに、立てられないで、流用で足りなくなりましたと、そのようなことをやりながら、市民の皆さんの意見を拾うのであれば、それこそ議事録にもありますが、おたるWAK I・あい・あいトークとか今そういう作業をやっているの、そういうところからも拾っていけるのかなと。これは少しやり方としては、随分耳ざわりのいいお話で丸め込もうとしているようにしか、私はそういう印象を受けてしまいます。

◎除排雪について

この件ばかりやっつけられないので、除排雪に関する質問をさせていただきますが、まず、排雪に係る苦情件数を平成27年度と28年度の分を示してください。そして、差が何件あるのか、示してください。

○（建設）雪対策第1課長

市民の皆様から寄せられました排雪依頼の件数でございますけれども、平成27年度は430件でございます。28年度は827件でございます。その差につきましては、397件でございます。

○中村（吉宏）委員

平成28年度、市民の皆様さんからの苦情がこれだけふえてきています。とても市民要望に答えている除排雪とは私は受け取れません。

28年度は827件の苦情がありましたと。これは排雪の希望だと思うので、これをもし排雪とするならば、およそ何立方メートルぐらいになって、その金額はどのぐらいだったのか、示してもらえますか。

○（建設）雪対策第1課長

排雪依頼を全て行くと、ということでございますけれども、排雪依頼のあった箇所と実際に行った箇所、その立方メートル数の関係は分析しておりませんので、実際に排雪路線で平成28年度に排雪を行った路線が、距離ベースで約62%でございます。その排雪の経費が約2億7,200万円でございますので、ここから、単純ではございますけれども、比例案分を行いまして、排雪路線であって排雪をしなかった路線の排雪費を、あくまでも想定ではございますが、想定いたしますと約1億7,000万円でございます。また、それに係る立方メートル数につきましては、約15万立方メートルでございます。

○中村（吉宏）委員

平成28年度に排雪を行う予定の予算と、実際に執行した金額を示してもらえますか。

○（建設）雪対策第1課長

平成28年度、第1ステーションから第7ステーションまでの委託業務における排雪に係る経費でございますけれども、28年度の予算ベースといたしましては、約2億5,100万円でございます。一方、決算見込みのベースになりますが、約2億7,200万円でございます。

○中村（吉宏）委員

そもそも排雪の部分に見込む予算額がやはり少ないのですよね。2,000万円オーバーしている。それに、本来であれば排雪すべきであろう1億7,000万円、これを上乗せして予算編成するのが本来の市民の要望になかった排雪の部分の予算になるのではないかと思うのですけれども、その点の見解としてどうですか。

○（建設）雪対策第1課長

市民の皆様から依頼がありました箇所について排雪を行うということにつきましては、もしそれが実現できるのであれば大変いいことだというふうには考えているのですけれども、限られた予算、平成28年度でありますと第3回定例会補正後の予算で約13億2,100万円、このような大きい金額の予算を認めていただいて計上させていただいております。この予算の中で除排雪の作業を執行しなければならないということを考えた場合に、市民の皆様から依頼のあった箇所全てにおいて排雪を行うということは困難なことだというふうに考えております。

そういうような中で、我々小樽市といたしましては、市の職員や地域総合除雪の業者がパトロールを行い、必要な除雪やかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路交通を確保する上でこれ以上困難になった時点で排雪作業を実施するという、排雪作業に関する一連の手順で排雪作業を行うことによって、厳しい状況になった道路から順次排雪をしていくというようなことを行っておりまして、このことをすることで市民の皆様の冬期間の道路交通の確保に努めてきたというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

毎回判で押したような答弁でありますけれども、その結果、バス路線を排雪しないがためにバスが迂回しなければならないような状況を生んだわけではないですか、執行状況として。それに厳しい予算の中で、財政の中でございますけれども、そうしたら市長交際費の残った分とか流用して、集めてきて、市民の要望をどうやってかなえるかというのが本来市政の場でやることなのではないのですか。

この1億7,000万円というのは、本来しっかりと乗せなければならない費用だったと思いますよ、平成28年度の予算額に。こういうことがきちんとできていなくて、市民の皆さんの声を100%拾えればみたいなお話をされますけれども、そういうことではないと思うのです。だから、執行自体も本当にどうなのだろうと。

肝心かなめの、これは市長に伺いたいのですが、除雪排雪の事業は誰のためのものなのか。また、市民にはどういう要望があるのかというのをどう認識しているのか、市長お答えくださいよ。

○（建設）雪対策第1課長

市民の皆様が求められていることについて、市民の皆様から求められていることの指標といたしまして、我々はその一つとして市民の声の件数をカウントしております。平成24年度から28年度の過去5年の市民の声から考えますと、27年度は全体件数が1,960件で大変少なかったということがございます。それを除きますと、過去5年、24年度から26年度までと28年度、いずれも3,000件台でほぼ同じような件数でございます。

内容といたしましては、市民の声が多い除雪依頼に関しましては、24年度が1,403件、25年度が1,176件、26年度が1,199件、27年度が488件、28年度が836件で、あくまでも市民の声の件数でございますが、27年度に比べて28年度は増加しているものの、5年間としては少ないほうであるということで、除雪に関しては一定の市民の声の減少が見られたものと考えております。

一方、28年度の排雪依頼の件数につきましては、過去5年の中でも最も多いような状況になっております。これは昨年度におきましては、一昨年度の27年度と比べまして、累計降雪量はほぼ同じ量でございましたが、シーズン前半の降雪量が多く、シーズン全体を通して27年度よりも気温が低く、シーズン前半に積もった雪が期間中解けずに残っていたことや、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、路線バスの一部の路線におきまして運行に支障を来すような状況が生じたことなどから、排雪依頼が増加した一因であるというふうに考えております。

これも繰り返しになるのですけれども、市民の皆様から寄せられる排雪依頼については、全て応じることができればよいものというふうには考えますが、限りある予算の中で除雪作業を進めていかなければならないという我々の仕事の中で、これまでとほぼ同様の昨年度の排雪予算の中では、市民の皆様から依頼のあった全ての箇所について排雪を行うことは困難でありました。このような中、市では、排雪に至る一連のプロセスにのっとり排雪作業を行うことで、市民の皆様の生活に悪影響がないような作業を行うことが必要であって、それに向けて作業を行ってきたというところでございます。

○中村（吉宏）委員

本当に何を言っているのか、ごめんなさい、全然わかりません。何をおっしゃっているのかわからない。だから市民に目線が向いていないのですよ。必要な予算が必要なだけ計上されていないのです。そもそもそこからもうおかしかったのです、平成28年度。この状況のまま、また続けるとなると、同じような市民の反感をまた買っていくのではないかと私は危惧しているのですけれども、あくまでも除雪は市民の皆様の生活利便性確保のためであり、こういった予算レベルのところでは排雪抑制なのです。執行額も抑えよう抑えようとしている結果、排雪が全て後手に回った、こういう状況を許せるものでは我々はないと思います。

本当は貸出ダンプの費用についてもしっかり聞きたかったですけれども、同じような市民の苦情を生んでいて、執行に対する信任はないのではないかと思いますよ、市民の皆様から。もう少し考え直してはいかがでしょうかということ提言して、私から質問を終わります。答弁は要りません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 2 時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○高橋（龍）委員

◎除排雪について

それでは、除排雪についてお聞きしていきます。よろしくお願いします。

私からは、特に市民からの要望が多かった排雪について重点的に伺っていきたくと思います。

まず、排雪の予算と言いますか、単価に関してなのですが、排雪単価は近年高騰している傾向であるというふうにお聞きしております。どのように単価が推移しているのか、改めてお示しいただけますでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

排雪に関する単価ということでございますけれども、除雪機械、積み込む機械の種類であったり、運送距離、運

送するトラックの規格等で単価が多数構成されるものですから、一つ条件をつけまして、夜間作業で、大型ロータリー除雪車による積み込みで、10トンダンプトラックを使用したときの運送単価といたしまして、距離が3キロメートルの場合の諸経費を含めた1立方メートル当たりの単価といたしましては、平成24年度が330円、25年度が338円、26年度が356円、27年度が348円、28年度が367円でございます。

○高橋（龍）委員

今お示しいただきましたけれども、27年度が若干前年より下がっているのですが、これは原油の料金とかそういうことになるのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

詳しい構成については比較しておりませんが、当然、運転するトラックのオペレーター等の人件費というのはたしか右肩で上がっておりますので、考えられるものとしては燃料代が一番大きいものと考えられます。

○高橋（龍）委員

この5年間を見ると、大体10%ぐらい単価が上がっていることになるのですね。今おっしゃっていただきました労務単価の増加というふうにお伺いしましたけれども、もしわかればいいのですけれども、排雪にかかわる方の労務単価はどの程度上がっているのか、お示しいただけますか。

○（建設）雪対策第1課長

申しわけございません。手元に資料がございませんので。ただ、これについては過去5年調べた経過がございますので、右肩上がりであったということは事実でございますので、後ほど資料としてお示ししたいと考えております。

○高橋（龍）委員

済みません、数字のことを生で聞いてしまって申しわけないのですが、以前から私も、排雪に関しては数値的な基準を設けるべきだというふうにたびたび議会でも訴えてまいりましたけれども、必要なタイミングで必要に応じてというお答えが続いてきたというふう認識しています。

しかしながら、さきの第3回定例会において175センチメートルの基準があるということが御答弁の中で出てきたのですけれども、この175センチメートルという基準について、改めて詳しく御説明願います。

○（建設）雪対策第1課長

排雪に関する数値的な基準ということでございますけれども、市内の道路につきましては、道路の幅員や勾配、家屋の連檐、雪おろし場の有無等条件が異なるため、一律の基準等を設定することは困難であるというふうにご考えております。

また、先ほど御質問がありました175センチメートルにつきましては、道路状況にもよりますが、作業をする側の立場で見るときに、雪山を積み上げることができる高さがおおよそ1.5メートルから2メートルというふうな形で考えており、その中間値が175センチメートルであります。これはあくまでも作業する側からの目線で設定した数値であり、排雪作業等を管理する基準として使用するものではございません。

○高橋（龍）委員

ということは、もし積めるのだったら2メートルぐらいまで積んだりとかということは間々あるということでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

2メートル積むことが、場所にもよりますが、可能であるということであって、全ての路線で2メートル積んでいるということではございません。また、市では、路線数は少ないのですが、除雪第2種路線におきまして、ほぼ1週間程度でございましたけれども、冬期間雪山の高さを定点観測しておりますが、いずれにしましても2メートルまで積んでいるというような状況にはなっておりません、この計測している路線につきましては。

○高橋（龍）委員

では、先ほど申し上げました175センチメートルの基準、目安ですね、これはいつから設けられていたものなのでしょうか。森井市長就任以前は、どのようになっていたのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

これは繰り返しの答弁になりますけれども、この175センチメートルというのは、作業する側の目線で積み上げることができる高さが1.5メートルから2メートルという形で、これの中間値が1.75メートルということでございます。これは排雪作業を管理する上での基準とはなっておりません。

いつからということでございますけれども、この175センチメートルという数値は、本年の第2回定例会の建設常任委員会で報告しました「平成28年度地域総合除雪の検証（概要）」の中に記載したもので、先ほども述べましたが、第2種路線で定点観測を行っている、道路幅員や雪山の高さ、これらの定点観測をした結果に基づき机上で設定した数値基準、その中の一つが175センチメートルでございますが、机上で設定した数値基準に当てはめてみて、定点観測した状況がどうであったのかというのを試行して、お示ししたものでございまして、これにつきましては、いつかということであれば、設定したのは28年度の6月ごろということでございます。

○高橋（龍）委員

そうなのですよ。机上の設定であるというふうには、私も理解します。

では、平成26年度より前、つまり森井市長体制の前から、排雪の条件というのは必要なときに必要に応じてだったという捉えでよろしいですか。

○（建設）雪対策第1課長

排雪作業におきましては、必要な時点ということではございましたが、市が考える必要な時点というのは、排雪作業では、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上は除雪の対応が困難になった時点、これを必要な時点というふうに市では考えております。

排雪作業に関するこの一連の手順については、平成27年度以降、また27年度より以前、26年度、25年度についても変更はございません。ただ、26年度以前は、27年度、28年度以前に比べ降雪量が多かったことから、同じ排雪を行うのであっても、同じ地域で同様の排雪が必要な状況であったことから、順次排雪を行っていたのに対し、27年度、28年度は、必ずしも同じ地域で隣接する道路が同じように排雪が必要な状況ではなかったことから、主に必要になった道路を順次排雪していき、結果として排雪に至らなかった道路もあるということで、主に気象状況による作業の結果の違いはありますけれども、排雪に対する考え方については同じでございます。

○高橋（龍）委員

ということは、もしことし、平成24年度、25年度ぐらい、600センチメートルを超えていたと思いますけれども、そのぐらいの雪が降ったとしたら、その年並みの排雪はしていただけるという認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

排雪の仕方、降雪量について、たまたまなのですけれども、平成27年度と28年度に関しましては、降雪量は5メートル近くという形でほぼ同量でございました。ただ、降り方が異なっていたのと、期間中の平均気温が27年度に比べて28年度が低かった。それと、27年度に比べ28年度の降雪量は主に12月、1月、シーズンの前半に多く来て、それが残っていたなど、同じ量でも気象条件等によって雪山のできぐあいというのが異なるものですから、降雪量が同じだからといって、全く同じような排雪の仕方をすることには至らないかもしれませんが、市が先ほどから示しております排雪に至る一連のプロセス、これにのっとって排雪作業を進めてまいりますので、24年度であったからどうだ、27年度であったからどうだ、28年度であったから違うというようなことはないものと考えております。

そのほかに、27年度、28年度は、市が排雪作業を行う上で重視しているのはパトロールでございますので、パト

ロールの人員や機材、あと除雪拠点もふやしておりますので、24年度よりは精度のよい排雪を行いたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

きょうもですけども、もうことしは雪が降っていて、降雪量がもしかしたら多くなってしまわないかなと思います。その中で丁寧に排雪をしていただくということは市民要望としてもかなり多く挙がっていますので、そこはきちんとやっていただきたいなと思います。

次なのですけれども、平成28年度は、排雪依頼に対してどの程度お応えできたのでしょうか。つまり、電話等で排雪の依頼があつて、それに対してリクエストどおりといいますか、御要望に応じて排雪を行った割合はどのようになっていますか。

○（建設）雪対策第1課長

市民の皆様から依頼があり、それにどの程度の期間でどのような排雪を実施できたかということにつきましては、済みません、詳細なデータ分析等を行っておりませんので、お答えすることはできませんが、平成28年度におきましては、排雪路線であつて排雪作業を行った路線が距離ベースで約6割でございます。

市民の皆様からの排雪依頼につきましては、全ての依頼についてもし応えることができるのであれば、それは大変よいことだというふうに我々は考えているのですが、限られた予算の中で除排雪作業を進めていくという中では、全ての依頼に応えるということではできませんし、また、これまでの予算、当初予算ベースでございますけれども、過去5年間を見ましても、ほぼ同様の降雪量を想定して設定しているところから、これまでの予算上でも、市民の皆様からいただいた排雪依頼全てに対応するのは困難な状況でございました。

そのような中で、我々は排雪に至る一連のプロセス、パトロールから始めまして、除雪作業を行って、最後に排雪、それでもできないところは排雪を行うという一連のプロセス、これを遵守することによって、市民の皆様の間際の交通安全を確保してまいりたいと考えております。

○委員長

説明員に申し上げますが、答弁は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

○高橋（龍）委員

では、今おっしゃっていただきました排雪に対して、要望に対してお応えした割合は示せない、データがないというふうにおっしゃっていました。先ほど中村吉宏委員の御質問の中、御答弁の中にもありましたけれども、排雪路線で今回排雪を行ったのが62%だと伺いましたが、では、これは過去の状況と比べるとどうなのでしょう。多いほうなのでしょう、少ないほうなのでしょう。

○（建設）雪対策第1課長

手元に過去何年間の資料はないのですけれども、平成28年度が62%という形でございます。27年度におきましては、ほぼ同じ6割程度であったということでございます。その前の資料については手元にございませぬのでお答えできませんが、後ほどお示ししたいと考えております。

○高橋（龍）委員

では、他都市の話になるのですけれども、今回この決算特別委員会に臨むに当たって、私もほかのまちの事例等をいろいろ調べてみました。札幌市においては、除排雪苦情処理緊急対応班というものが設置されています。たしか平成26年ぐらいからだったと思うのですけれども、現状、本市においては、市民の声、排雪依頼が届いても、それに応えるためには数日から数十日の時間を要しているというふうに認識しています。迅速に行うべき箇所について苦情の件数が多くなったとしても、パトロールの結果、やる、やらないが決められているわけです。全ての道を苦情があつたからすぐやるべきというふうに申しているわけではありませんけれども、また、限られた予算、それもわかっています。青天井がいいというわけではなく、緊急性の高い箇所の選定などもおざなりになってしまつて

いるように感じるのです。

別立てでそのような、例えば札幌市の除排雪苦情処理緊急対応班のような対応策というのを検討したことは今ま
でありますか。もしないのであれば、今後検討していくべきとも考えますけれども、御見解をお示しいただけませ
うでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、高橋龍委員からお示しのありました札幌市の機構等については存じておりませんので、これにつきましては、
この委員会が終わりましたら、札幌市にその対応や機構の内容についてまず情報提供をいただいて、それから検討
したいと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ前向きに考えていただければと思います。市民の方から、緊急性が高いと思われる苦情ないし要望があっ
た場合に、実際にすぐ、その日のうちにパトロールに赴いて、危ないと思ったら優先的にそこの除排雪を行うとい
うような仕組みだそうです。なので、ぜひ本市でも取り入れていただければと思います。

次に移しますけれども、平成28年度の成果物として、除雪路線現況調査で地図のGIS化が行われたと認識して
おりますが、排雪依頼や苦情など、そのシステムには入力していますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この平成28年度の成果品について、今、地図データ上のデータベースに入力しているのは、道路勾配であったり
道路幅員、除雪の種別等、除雪であったり道路に関する基本情報は今入力済みでございますけれども、その後必要
になります市民の皆様からいただいた要望につきましては、現在入力を進めているところでございまして、入力途
中というところでございます。

○高橋（龍）委員

現況調査の内容や、先日見せていただいたデモンストレーションの内容を考えると、これはうまく活用できれば、
効率化または可視化が図られて非常にいいものだと思いますので、ぜひ有効に使っていただきたいと願います。
第 4 回定例会では、そういったことも含めて提案もさせていただこうと思っていますので、今後改めて伺ってまい
ります。

では、次の質問に移してまいります。先ほど、中村吉宏委員の質問や前回の秋元委員の質問とも若干重複するこ
ろはありますけれども、地域総合除雪における排雪に関しての決算の額を過去 5 年分お示しいただけますでしょ
うか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成24年度から28年度の過去 5 年の決算もしくは決算見込みの額でございますけれども、24年度から26年度は、
六つの地域総合除雪業務、それ以降は七つの地域総合除雪業務の排雪工に関する経費の決算ベースの経費と、28年
度に関しては、決算見込みベースの経費をお答えいたします。

24年度は、約 4 億3,000 万円でございます。25年度は、約 4 億3,300 万円でございます。26年度は、約 5 億3,200
万円でございます。27年度は、約 2 億200 万円でございます。28年度は、約 2 億7,200 万円でございます。

○高橋（龍）委員

排雪は除雪と比べても費用が高いので、降雪量に応じてというか、平成27年度、28年度は少雪であったから金額
的にも低いというのはわかるのですけれども、それにしても少し少な過ぎるのではないかなと思うところもありま
すし、本来必要であった金額、本当は補正を組むべきだったのかなというふうにも思うところがあります。

それを受けて、踏まえて、27年度、28年度に関して排雪の予算は十分であったというふうにご覧いただいているのでし
ょうか。先ほど御答弁の中では、もっとあったらいいというようなお話もされていたように思いますが、いかがです
か。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪に関しましては、気象条件等に左右されるものですから、当初予算といたしましては、平成28年度の予算のことでお聞きになられていますので、28年度の予算といたしましては、それ以前の27、26年度と比べましても、相当する排雪量はそんなに突出して多かったり少なかったりという数字ではなかったものでございますので、それについては妥当であったと考えております。

その中で、28年度のことで言いますと、当初約32万立方メートルの予算を見ていたところ、雪が多かったということもございまして、雪山が残っている期間が多かったということで、約38万立方メートル実際に排雪しておりますので、予算があって、それに伴う決算見込みではございますけれども、降雪状況の実態に合わせて作業を行った結果、このようなことになっているということでございます。

○高橋（龍）委員

また他都市の話になってしまうのですが、青森県青森市では、地域コミュニティ除排雪制度と称して、本市でいう除雪対策本部の中に各町会も入れているそうです。地域の声を積極的に取り入れるという姿勢がここからもうかがえるのかなと思います。

例えば高齢者世帯や身体的に障害があるなど、除雪のままならないお宅がどこにあって、重点的に除排雪を行わなければいけない箇所はどこなのかというのが、こういったところから抽出されていくわけですね。本市においても、除雪懇談会だけでなく、地域の実情を知るために、町会ともより密接な連携を行う必要があるのではないかなと私は考えるのですけれども、平成28年度の排雪要望の多さを受けて、小樽市としてはどのように考えているのでしょうか。町会の御意見はお聞きするけれども、あくまで市のパトロール次第という形になってしまうのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

これまででも、除雪の懇談会を年 2 回開催しているほかに、連合町会の役員の方々と建設常任委員会の皆様を対象にいたしまして、除雪パトロールを 2 月に行っております。その中で、地域の実情であったり、排雪に関して、昨年度であったら個別の箇所の要望もございましたし、除排雪全体に関してもう少しめり張りをつけた作業が必要ではないかというような御提言も伺っておりますので、これらのことを通して地域のことは把握していきたいと考えております。

その上で、昨年度の反省点といたしまして、昨年度、一部の路線バスの運行に関して支障を来すような状況があったり、学校周辺の道路において始業時に危険な状況があったというような御指摘もございましたので、これらにつきましましては、バス事業者や学校、教育委員会と連携を密にして、市の我々のパトロールで排雪に関して一連の手順で決めていくというプロセスについては変わりませんが、それらの関係者とも連携を密にして進めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

本当に、町会、地域のことを皆さんよく把握されている方からも、ぜひもっと聞き取りをしていただきたいなと思います。

次に、JVの現場の方々からは、排雪のタイミングの聞き取りなどというのは随時行っていますか。行ったとすれば、その意見はどのように取り入れられましたか。また逆に、行わなかったとすれば、その理由は何でしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪に関しましては、業者側と市側の協議事項で決めることになっておりますので、当然、業者側の排雪要望等については一応聞いて、それに対して協議で応えるということにしております。昨年度、平成28年度は、27年度に比べ市の担当職員やパトロール車両も増加しておりますので、業者側と接触する機会であったり、現地を確認するというような能力は上げております。その上で、昨年度から、これまで主に整理していなかった排雪作業に関する

協議簿の様式等も整理し実施しておりますので、業務期間中の業者の考え方については一定程度把握できているものと考えております。

○高橋（龍）委員

少し切り口を変えます。以前の答弁で、市長のパトロールにより直接排雪をストップさせたことはないというふうに言っていました。結果的に、市長からの間接的な指示というか、そういったものはあったのだろうとは思っていますけれども、先日の除雪懇談会でも、市長がいいと言わないから排雪に入れないという話も、住民の方から一部出ていました。いずれにせよ、パトロールなどで、ここを排雪したほうがいいという、やるべきという意見も市長からも上がってきていないという答弁もいただいたと認識しています。総合的に見て、市長としては今年の排雪をどのように感じておいででしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度の排雪でございますけれども、昨年度の平成28年度は、一昨年度の27年度と同様の降雪量でありましたが、シーズン前半の降雪量が多く、シーズン全体を通して27年度よりも気温が低く、シーズン前半に積もった雪が期間中解けずに残っていたものと考えます。このような気象状況の中、排雪作業は27年度よりも早い1月上旬から作業を開始したところではございます。しかしながら、バスの運行に支障を来すような状況があり、市民の皆様には御迷惑をかけたものと考えております。

市といたしましては、限りある予算の中で除排雪作業を進めなければならないため、全て市民の皆様からの排雪依頼についてお応えすることはできませんが、これまで答弁したことと同様に、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上対応が困難になった時点で排雪作業を行う排雪に至るプロセスを実施し、排雪作業を行うことで、市民の皆様の生活を守っていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

では、森井市長が就任されてからこれまでと比べて除排雪はよくなったという認識でしょうか。これは相対評価としての質問ですけれども、よくなっている点、逆にこれまでの状況に満たない点など具体的にお示しいただければと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

除排雪につきましては気象状況に左右されることが多いため、各年度で気象状況が異なるものですから、当然でございますけれども、除排雪の状況も気象状況と同様に異なります。相対的な評価ということでございますけれども、このような形で各年度の作業状況、気象状況が異なるものですから、一概に相対的な評価をすることはできないものと考えております。

その上で、平成28年度までの除排雪はどうであったかということにつきましては、27年度から取り組んでいるがたがた路面の解消、除雪第 2 種路線の出動基準の見直し、除雪拠点の増設等や28年度から取り組んでいる除雪第 3 種路線における除雪作業の強化の試行、主要交差点の雪山処理等の強化等、さまざまな除排雪に関する改善が進んでいるものと認識しております。

しかしながら、昨年度、これも繰り返しになりますが、バスや学校周辺の道路などで改善しなければならない点も多いことから、これらについて改善をした上で29年度の作業を進めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

いろいろ取り組みをふやしたからよくなっていると言いたげな感じの御答弁だったのかなと思いますけれども、仮に前年度あれだけ排雪の苦情、要望が多かった。そのときに、例えば予算縮減のために排雪をできる限り行いませんと言ったのであれば、まだ納得できるのですけれども、必要なときに必要に応じて行っているとおっしゃっているわけですから、排雪されなかった路線は排雪が必要な状況ではなかったということで確認してよろしいでしょ

うか。あくまで適正な予算執行、排雪を行ったという認識でしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、必要な時期にということですが、これも繰り返しの答弁になりますが、市で考える排雪が必要な時期とは、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行って、除雪作業を行って、これ以上の除雪作業が困難になった場合、その時点で排雪を行うということですが、その時点ということにつきましては、パトロール等を行った結果、必要な時期に排雪ができたと考えております。

昨年度において適切だったかということですが、予算縮減というようなことは考えておらず、昨年度におきましても、当初設計での当初の想定排雪量は約32万立方メートルであったものを、必要であったために、実績といたしましては38万立方メートルまでふやして排雪作業を行っておりますので、パトロールによってということではございますが、その年々、その状況によって必要な排雪作業を行った、その結果が平成28年度であったと考えております。

○高橋（龍）委員

改めて伺います。昨年度排雪されなかった路線は、排雪は必要な状況ではなかったということですよね。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度の必要な時点ということにつきましては、パトロールを行って、必要であれば除雪作業を行い、これ以上できなくなった時点で排雪を行うという、このルールにのっとってやっておりますので、しなかった路線全てがどうかというのは、全ての路線を分析できておりませんが、基本的にこの排雪に至る一連のプロセスでやっておりますので、おおむね排雪作業を実施した箇所については必要があったから排雪を行ったということではございません。

○高橋（龍）委員

違うのです。逆なのです。やったところが必要だった、それはもちろんそうなのです。ではなくて、やらなかった路線が必要なかったと、そういうふうにおっしゃっていただけますか。本当にそうなのであれば、そういうふうには明言していただきたいのですけれども。

○（建設）雪対策第 1 課長

これにつきましては、排雪作業を行わなかった路線について個々に分析等は行っておりませんので、明確にお答えすることはできませんが、必要な路線を排雪したということですが、全ての路線、残った路線については、必要でなかったというふうな認識も成り立つというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

本当に市民の皆さん、毎年入っていた排雪がことし来なかったという声がとても多かったのです。今まで生きてきた中で初めてだという声も実はあったぐらいなのです。なので、そこに対して必要でなかった。これまでも少雪だった冬もあるはずですが。その中でも排雪は行われてきていた。なのに、ことしは入らなかった。必要ではなかったからという、本当に市民目線というのは何なのだろうと思うのです。

重箱の隅をつつくわけではないですが、市長は第 3 回定例会の予算特別委員会の中で、かき分け除雪やロータリー車で雪山をつくり、高くなって危なくなった時点で排雪を行うというふうには発言されています。本来違いますよね。危なくなる前にやらなければならないのです。このことをもって責めることはしませんけれども、うっかり、心の中でとどめておくべき言葉が出てしまったのかなというふうにも見えます。万が一そのように思っているとすれば、これは改めていただきたい。これは私からのアドバイスです。

話は戻りますが、原課でも再三おっしゃっていますが、必要なときに必要に応じての排雪は一体誰にとって必要なときなのでしょう。市民にとってですか、それとも市役所ないしは市長にとってなのでしょう。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪作業についてでございますけれども、当然これは市民の皆様に対して必要な時期に必要な作業を行うということでございます。ただ、市民の皆様から排雪依頼のありました箇所全てにおいて排雪をするということは、限られた予算の中で除排雪の作業をしていかなければならない市といたしましては、全ての路線を行うということは不可能でございますので、そこところは御理解いただきたいと考えております。その上で、我々といたしましては、パトロールを行い、除雪作業を行い、これ以上除雪作業が、危険ではなく、困難な時点で排雪作業を行うというプロセスを行っておりますので、それをするによって、厳しい状況にある道路から順次排雪をしていくことをしておりますので、このことをすることが市民の皆様冬の期間の生活の安全の確保につながるものと考えて作業を進めております。

○高橋（龍）委員

これは最後の質問になるのですが、市民にとって必要なときとおっしゃるのであれば、パトロールを市が行って、まだやらなくていいと決めた後に多くの排雪依頼があったら、それは必要なときにできていなかったということですね。結局は、必要なときというのはもう詭弁であって、高く積めるだけ積むという方針を打ち出しているのではないのでしょうか。違いますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

市が考える必要なときというのが、市民の皆様からの依頼があったとき全てというふうには考えておりません。それにつきましては、当然、依頼があったときに全て排雪等の作業ができれば、それはいいことだとは思いますが、限られた予算の中で除排雪作業を執行していかなければならないため、市が考える必要なときというのは、あくまでもパトロールを行い、必要な除雪作業を行い、除雪作業が困難な時点、それが排雪の入る必要な時期というふうに考えておりますので、この考え方につきましては、排雪する一連のプロセスとして重要であると考えております。

○高橋（龍）委員

先ほどから御答弁いただいている中で思うのは、排雪の要望があったところ全てをやってくれと言っているわけではないのです、こちらも。ただ、余りに声が多過ぎると考えます。これは、予算があるから仕方がない、それもわかります。ただ、もっと市民の声を聞くべきではないかなと思うのです。

先ほども述べたように、除雪対策本部に町会の意見を取り入れるなど真の市民目線で取り組んでいかなければならないと考えます。限られた予算の中の執行であるということも重々認識しておりますが、少なくともきめ細やかな除排雪をうたっているわけですから、できる限り市民生活に支障のないように除排雪を行っていかなければなりません。

ことしの話をする場ではありませんけれども、この時期から、先ほども申し上げましたが、もう雪が積もって既に市内は混乱している状況です。先日行われた除雪懇談会にも私も参加させていただきましたけれども、パトロールを幾ら強化しても排雪がなされないならば意味がないという、すごくリアルな声ですよ。実際にこういった声が上がっているわけです。ある町会の方からは、先ほども言いましたけれども、一度も来なかったという御意見がありました。パトロールを強化してしっかりやっていますというアピールだけではなくて、実際にお困りの方が多くいらっしゃるわけですから、ことしの除排雪にその声が生かされるようにきちんとやっていただきたいと思います。

これは要望ですから御答弁は結構ですけれども、今冬が昨年と同じような悲惨な状況にならないように十分配慮していただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

公明党に移します。

○齊藤委員

◎市長交際費について

市長交際費の流用に関して伺います。若干重複もあるかと思いますが、観点も違いますので、予定どおり質問させていただきます。

まず、用語について聞きます。決算説明書の133ページ「市交際費」となっております。それから、決算書の42ページの節のところでは、単に「交際費」となっています。それから、支出基準や市のホームページの公表では「市長交際費」と表記されています。額を見ると全て同じです。同じものなら表記は統一すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○（総務）秘書課長

私が道内他都市の事例を調べた限りでは、他都市でも市長交際費という名称になってございます。また、名称につきましても、過去からの経緯もありまして、調べたのですけれども、詳しくはわかりませんでした。先ほど委員からの話もございましたので、今後、予算書や決算書の名称については統一など改めることを含めて財政部と協議してまいりたいと考えてございます。

○齊藤委員

わかりやすく統一していただきたいと思います。

次に、市長交際費の内容と支出基準などについて、簡潔に説明してください。

○（総務）秘書課長

交際費の支出項目は全部で六つ、慶事、弔事、賛助、会費、贈呈、市長が特に必要と認めるものでございます。主なそれぞれの内容につきましては、慶事は叙勲褒賞の受賞祝い、弔事は死亡に伴う香典、供花、賛助は関係団体への年会費の支出、会費は関係団体などへの懇親会代など、贈呈は外国からの表敬訪問があった場合の記念品代、そのほか市長が特に必要とするものとなっております。

○齊藤委員

決算の年度は平成28年度ですけれども、29年8月3日に小樽市長交際費支出基準を改正されていますが、その改正内容について、かいつまんでお示しいただきたい。

○（総務）秘書課長

平成29年8月の改正では第9条以下を追加してございます。主な内容は、不開示情報などを除きまして、交際費の支出された状況を毎月ホームページなどで公表するというものとなっております。

○齊藤委員

若干、平成28年度中の事項について三つ伺います。

まず5月16日の現積丹町長次期町長選出陣式（祝文レタックス）というのがあります。それから、5月17日の会費のところ、絵本・児童文学研究センター2016年度第3回正会員ゼミ養老孟司公開講座の1,380円ですか。それから、5月26日に鉢呂吉雄事務所開設（祝文レタックス）というのがあるのですが、これは支出基準に照らしてどうなのだというのを説明していただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

5月16日のレタックスにつきましては、慶事として掲載してございます。こちらにつきましては、市の行政運営に直接かつ密接に関する役職への就任に関したのとなっております。

続きまして、5月17日の絵本につきましては、会費として計上してございます。こちらにつきましては、市長が

適当と認める団体として会費を支出しているものでございます。

続きまして、鉢呂吉雄氏の祝文レタックスにつきましては、慶事として載せておりまして、市の行政運営に直接かつ密接に関する役職への就任に関したのものとさせていただきます。

○齊藤委員

結構これは、本当にそれでいいのかという部分が若干ありますので、判断、特に絵本・児童文学のところは、中身はいいのですよ。そこに市長がいらっしゃることはいいのですけれども、これは普通、ポケットマネーではないのかという気もするのですが、わかりました。

それで、平成28年度の市長交際費の予算額と決算額をお示しいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

予算額につきましては、当初予算が75万円、流用が20万円、合わせて95万円。決算につきましては、92万5,542円となっております。

○齊藤委員

この不足分については資料で出していますが、どのように賄われたかについてお示しいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

職員課の共済費から賄われたところでございます。

○齊藤委員

同一目内の他課の節から、具体的には職員課の共済費という節から流用されたようではございますけれども、秘書課内の節では賄えなかったのかどうか、お示してください。

○（総務）秘書課長

ここににつきましては、補うことができませんでした。

○齊藤委員

予算額を75万円としているのはいつからなのか。そのいつからなのかという、それ以後これまでに不足した例はあるのでしょうか。

○（総務）秘書課長

平成22年度から75万円の予算となっております。決算で不足した例は28年度のみとなっております。

○齊藤委員

それで、不足したのは平成28年度ということですが、不足はしなかったけれども流用したというときもあったのですよね。

○（総務）秘書課長

平成27年度は流用を行いましたが、決算においては流用分を使わなかったというような状態で、当初の75万円以内です。28年度につきましては、不足がございましたので流用を行いました。

○齊藤委員

その不足の原因は何だと考えますか。

○（総務）秘書課長

会費が昨年比べて多くなっており、平成27年度では43回、28年度では67回と24回ふえており、これが主な原因かと考えてございます。

○齊藤委員

その不足するというのは、どの時点、いつ誰が把握されたのかお示してください。

○(総務)秘書課長

予算の執行状況につきましては秘書課で押さえてございまして、12月の下旬から1月の月上旬にかけて当課で把握をしてございました。

○斉藤委員

それこそ公表されている過去分という、平成28年度分が全部公表されていますので、これで聞きますけれども、11月分の累計の金額が64万565円です。11月の末時点で64万円ということは、まだ12月からは4カ月あるわけですよ、28年度は。64万565円が11月末です。そうすると75万円しか予算がないわけですよ。あと約10万円ですよ。そういう状況で、年末年始大変だとか言いながら、その64万円、11月末時点で、これは大変だよということになるのではないですか、普通。それが1月になってから大変だと。それは気がつくのが遅いよという感じなのですが、そこはどうなのですか。

○(総務)秘書課長

1月分の御案内等につきましては、まだこの時点では来ていなかったということもございまして、まだスケジュール等の都合で出席できるかということが未定でございましたので、まだ判断に至らなかったというような状況でございます。

○斉藤委員

大体1月の、ほぼこれは例年あるものばかりですよ、1月の会費というのは。こういう例年間違いなくあるようなものを計算すれば、1月合計は実際に11万5,789円、11万円にもなっているわけですから、これは足りなくなりますよ。これを1月に入ってから、1月の中旬とかいう自体がそもそもおかしいのではないですか。

○(総務)秘書課長

会費につきましては、スケジュールの都合上ははっきりとわからないというところがあります。それに加えて、慶弔費等も市側ではどのくらい支出するかということ把握できないところもございまして、不明でございました。

○斉藤委員

それがあればなおさら足りないのですよ。

一応先に進みますが、その不足することを把握された時点で、どのようなことを検討されましたか。それと、その検討に際して市長は出席したのか。

それから、そもそも市長交際費の支出そのものを抑制するのだという選択肢はなかったのか。要は、流用するか予備費を使うとか、そういう話ではなくて、そもそも市長交際費を抑制しなければならないねという、そういう議論はなかったのですか。

○(総務)秘書課長

検討した事項ですが、補正による流用というのは検討いたしました。また、市長はそこには同席してございません。

また、市長交際費の抑制につきましては、市長は就任以来、市民の皆様の声をより多く市政運営に反映させる考えから、市民との直接対話を積極的に行ってございまして、抑制するという考えはございませんでした。

○斉藤委員

他の費目の流用ということ以外に補正は検討したと。どのような検討をされましたか。

○(総務)秘書課長

これにつきましては、不足分を計上しようということで考えたところでございます。

○斉藤委員

把握された時点というのは、私が言っているのではなくて、先ほどから答弁されている1月の時点ということで

すよね。そのときに幾らの補正をしなければならないということになったのですか。資料で出していただいているのですが、これを少し説明していただきたい。

○(総務)秘書課長

予算につきましては、平成29年1月11日の起案で、20万円の流用要求をしてございます。

○齊藤委員

別紙の詳しい資料の金額的な部分で少し説明してください。

○(総務)秘書課長

別紙に今後の見込み額というところがございしますが、平成29年1月11日時点で23万1,220円が不足するだろうということで考えてございました。現計予算で残って残っていたのが4万697円で、不足額は19万523円、予算流用が丸めまして20万円ということで要求してございます。見積もりにつきましてはその下に書いてございしますが、会費ですとか贈呈ですとか弔文レタックス等を見込んで積算してございます。

○齊藤委員

他の費目からの流用ということになったわけですが、他課からの節間流用は、どなたの発案なのですか。

○(総務)秘書課長

こちらは、秘書課で課内流用ができなかったものですから、総務部内での調整を当課が発案し、進めてきたものでございます。

○齊藤委員

総務部内で調達しようということになったわけですね。それで、ここに関して市長の指示はありましたか。

○(総務)秘書課長

ございませんでした。

○齊藤委員

職員課の共済費からの流用というのは財政部が指示したのですか。

○(財政)財政課長

財政部から、流用元についての指示はしておりません。

○齊藤委員

指示はしていないにしても、秘書課からの相談などは財政部にありましたか。

○(財政)財政課長

実際に流用する際に、いきなり流用の要求書ということではなくて、まず流用が必要になった事由を原課から電話なり、もしくは直接私たちの課に来て説明していただきます。当日というか、ことしの1月11日の関係につきましては、ちょうど1月10日現在ということで添付の資料もあるとおりで、恐らくその前日の段階で、こういう流用等の必要が生じたということでの相談はあったかと思っております。

○齊藤委員

秘書課に聞きますが、秘書課はこの流用を起案するに当たって、財政部なり他の課から何らかの情報を得て参考にしましたか。

○(総務)秘書課長

基本的には部内での処理を考えておりましたので、総務部内で検討いたしました。先ほどの事務手続等の関係で、1月のころには財政部に相談させていただいております。

○齊藤委員

実際に当初予算の交際費の75万円が枯渇して、流用した分到手につけられたのは、公表されていますから、何月何日のどの支出の時点からか、それからまた、それ以降の支出額は幾らだったのか、それら全てが流用分から支出

されたということによろしいか、お答えください。

○(総務)秘書課長

平成29年1月18日に支出負担行為を行った小樽市戦没者連合遺族会新年懇親会で、累計74万5,890円の予算執行となり、当初予算での会費はここまでとなっております。残予算が4,110円となりました。それ以降の支出は17万9,652円ですが、この内訳は、一部が当初予算の先ほどの残金4,110円、その残りが流用分の財源を使ったということになってございます。

○斉藤委員

ということは、1月19日の支出からということですか。1月18日の支出からという、どちらになりますか。

○(総務)秘書課長

1月19日の支出からとなっております。

○斉藤委員

それで、その金額は幾らですか。

○(総務)秘書課長

1月19日から17万9,652円を支出してございます。

○斉藤委員

17万9,652円なのですね。

それで、ここまで答弁をお聞きした限りで、交際費について、他の費目の流用または予備費の充当について適当ではないという考え方は、秘書課も、それから財政課としても持っていなかった、そういう考え方はしていなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○(財政)財政課長

昭和40年の旧自治省の指導通知がございますので、通常であれば予算の補正をするということが原則であるというふうに考えております。ただし、今回の流用の部分につきましては、慶弔関係の支出については突発的に生じる可能性があるという点や、先ほど中村吉宏委員のときにも御説明させていただきましたが、使途の部分についてホームページ上での公開もしているとか、あと全ての執行科目を予算の補正により対応しているということでもございませんので、これらの点などを考慮して、流用対応という形をとらせていただいております。

○斉藤委員

先ほどもありましたけれども、本年第1回定例会の安齋議員の質問に対して、補正が間に合わなかったとか、使途を公開しているだとか、補正が間に合わなかったり使途を公開していれば流用しても構わないということなのかというのがまず一つ。

それから、補正が間に合わないといっても、先ほど言ったように、1月云々でばたばたするのではなくて、もう11月にわかっているのですよ。もうこれは足りなくなるなど。何でその時点で補正予算を組まないのかと。幾らでも補正予算を組めた余裕はあったのではないのかということですよ。

それと、使途の公開と言っても、先ほど最初に聞きました。平成29年8月3日、その改正が行われて以来は全部公表されているのです。ただ、28年度はその他幾ら幾らなのです。全部完全に公開しているわけではなくて、そういう部分的な公開しかしていない。ましてや、その公開していることをもって流用を認める理由には全くならない、言いわけにすぎないと考えますけれども、いかがなのですか。

○(財政)財政課長

今の質問は3点ほどあったかと思えます。

一つは、補正で間に合わなかったのかということなのですが、先ほども御答弁させていただいたとおり、本来であれば予算の補正をするということが当然原則と考えております。ただし、今回の流用の部分につきまして

は、やはり慶弔関係等の突発的な経費の支出が想定されますことから、それで補正ではなくて流用という対応をとらせていただいております。それが一つ目になります。

二つ目に、12月に補正をしなかった理由というところなのですけれども、実際に4月に新年度予算ということで、私たち財政部から各部に配当予算ということで予算をそれぞれ、財政部長から各部の部局長にお渡しする形をとっております。それで、実際に予算の執行に当たっては、それぞれ執行課のところでは把握していただくという形になっております。実際に交際費の部分につきましては、先ほど秘書課長も説明してございましたけれども、やはり年末年始の案内状の送付時期の部分とか、あと各費用の執行状況の推移などから、なかなか早目の把握ができなかったのではないかとこのように私たちは考えております。

最後に、使途の公開ということで、実際にその他幾ら幾らみたいになっていて、部分的な公開しかしていないだろうということなのですが、実際に予算を計上していただく際に、交際費の部分につきましては、慶事の部分で幾ら幾らとか、記念品で幾ら幾らとか、賛助会費で幾ら幾らとか、会費で幾ら幾らとかという、あとその他という項目もあるので、大体1,000円単位で予算の計上の際には各原部から出てきております。

その中で、当時、ホームページのところでは公開しているからということも、それぞれの費目ごとは数字がありましたので、一定程度、これらの経費にはこれだけの経費がかかるだろうという判断ができていた部分と、やはり一番大きな理由としては、執行の関係で、突発的な経費がどうしてもかかることが想定されましたので、その点で流用を認めたという次第です。

○齊藤委員

だから、余裕を持ってきちんと補正すればいいのです。

もう一個聞きます。平成27年10月13日の総務常任委員会で、私が聞いたことに対して財政部長が次のように答弁しています。私は、交際費の流用を禁止している岩見沢市の財務規則第19条第1項に関して質問したのですけれども、「交際費というのは公の債務のほうではなく、いわゆる市長が外部の人間との、そういった部分の交際費でございます」、中略して、「いわゆる外部とのそういう交際についての制限は、一定程度予算できちんと確保した上でやるべきであるということでの流用禁止かと思えます」と、こういう答弁をされています。この考えについては今も変わりはないですね。

○財政部長

今の平成27年10月の総務常任委員会では、当時、報酬の流用に関して議論されていた中で、齊藤委員が岩見沢市の財務規則の実際の状況をお示しいただいた中で、報酬以外にも交際費や食糧費について岩見沢市は規定している。その理由については、私が推測的な答弁をしたところでございます。ただ、先ほども財政課長が答弁してございました旧自治省の指導通知、そういった観点からいたしましても、その考えは現在も変わってございません。

○齊藤委員

先ほどもありましたけれども、旧自治省の昭和40年5月26日の行政局長・財政局長通知、この(4)だけでいいのですけれども、読み上げていただきたいと思えます。

○(財政) 財政課長

昭和40年の自治省からの交際費の取り扱いについての指導通知の(4)について読み上げさせていただきます。「(4) 交際費については、他の費目の流用または予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする」と。

○齊藤委員

この通知は、現在も変更されていないものですね。

○(財政) 財政課長

変更されてございません。

○齊藤委員

そうだとすれば、平成29年1月11日、秘書課で起案されたこの予算流用要求書、即日決裁された職員課の共済費からの秘書課の交際費への節間流用は不適切、適当でない財務会計行為だと。先ほど答弁があった29年1月19日以降の市長交際費17万9,652円の支出は、予算に基づかない不適切な支出だったということになりますね。これでいいですね。

○(総務)秘書課長

額についてですが、1月18日時点で74万5,890円支出しており、当初予算の残額は4,110円となっておりますので、1月19日以降の17万9,652円、ここから4,110円を引いた17万5,542円が委員のおっしゃる額となります。

○齊藤委員

本当に不適切な支出だったのは17万5,542円だと、これが不適切な部分だと。これは平成28年度の決算において、額の多寡にかかわらず、市長交際費が不正に支出されたと。まことにこれは遺憾な話です。重大であります。このような不正な支出を決算において認定することはできないと。改めてしっかりした財政部長なりの答弁をいただきたいと思います。

○財政部長

先ほど話が出ていました旧自治省の指導通知、こういったことがあるとはいえ、本市の財務規則上では、この辺の流用について制限する規定はございません。そういった意味では、直ちに不正とは言えないというふうを考えてございます。いずれにいたしましても、今後におきましては、通知の趣旨、こういったことを十分に踏まえた予算執行についてしていかなければならないと考えてございます。

○齊藤委員

総合計画のときには、昭和28年とか昔の行政実例を金科玉条にしたようにされていましたが、こちらについては随分な御答弁だと思います。

最後に聞きますけれども、小樽市では、先ほどから言っているように、財務会計規則第14条で岩見沢市のような禁止規定はしていないです。先ほど言いました平成27年10月13日の総務常任委員会で、当時の財政課長は、今、監査にいらっしゃるようですけれども、当時の財政課長は流用の制限について、「今後の状況によっては、何らかの見方はしていかなければならないかというふうには考えております」と答弁されているのですが、市長交際費について、こういうような現状問題が発生している以上は、流用の禁止規定を具体的に速やかに検討すべきではないですか。これについて総務部と財政部の両方の現在のお考え方を伺って、終わりたいと思います。

○(財政)財政課長

今回の予算の流用におきましては、本市の財務会計規則においては交際費などへの流用の制限をかけていないから流用の対応とさせていただきますが、委員御指摘のとおり、その取り扱いについては疑義を持たれないように透明性を保つ必要があると考えております。他都市の状況を確認した上で、本市においても取り扱いについての検討を進めていきたいと考えております。

○(総務)秘書課長

この件は財務会計規則に関することになりますので、財政部の判断に我々も委ねていきたいと考えてございます。

○齊藤委員

これは、部長はどのようなのですか。今、課長が答えられましたけれども、財政部長、総務部長、きちんと部としての考え方を示していただきたい。これは重大なことですよ。今までどおりの話では済みませんよ、これは。

○財政部長

先ほど財政課長が答弁しましたとおり、本来であれば、昭和40年の旧自治省の通知の際にもそういった検討がな

されたのかなとは思いますが、今、時間が余りにも経過しているので、当時の考え方というのはわかりませんが、いずれにいたしましても、財務会計規則については、先ほど平成27年10月のときは、報酬、人件費等の流用禁止規定といったところもやっている自治体もございますので、そういったこともひっくるめまして、この流用についての考え方について、財務会計規則にどのようにすべきかというものについては検討していきたいと考えてございます。

○総務部長

秘書課長からも御答弁させていただきましたけれども、やはり我々も透明性を保つということは必要だというふうに考えてございますので、これにつきましては財政部と連携をとりながら、財政部との考えも十分に考慮して対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時11分

再開 午後 4 時33分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、2017年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号について、不認定の立場で討論を行います。

議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

除排雪に関して、日本共産党は、当初予算で計上することや最近5年間の降雪量の平均値に基づいた予算計上を主張してきました。市長は、きめ細やかな除雪を方針に掲げてきましたが、市民からの要望、苦情は増大しています。貸出ダンプの見直しについても、集合住宅の敷地内通路と道路脇の雪堆積場の排雪を対象外にして、利用日の上限も5日から3日に変更しました。事実上の除排雪抑制も続けられ、市民要望に対応した除排雪とならなかったことは問題です。

新・市営室内水泳プールについては、何一つ進展は見られませんでした。

期日前投票所の銭函、塩谷の増設は市民要望実現であり、評価いたします。一方で、バリアフリーではない市役所を期日前投票所としていることや、日数、箇所数などについては今後の議論が必要です。

高島漁港区の観光船事業に関しては、議会での反対の声が占めたにもかかわらず、強引に押し通したことの責任は免れません。

石狩湾新港について、北防波堤延伸は西1号岸壁の静穏度を高めるための工事です。しかし、利用実態は木材チップが99.9%であり、事実上、王子エフテックス株式会社専用岸壁への投資にほかなりません。

住宅エコリフォーム助成制度は、2016年度5件の申請にとどまりました。かつての住宅リフォーム助成制度での100件前後とは大きな開きがあります。快適な住環境の創出や市内経済の活性化という目的からも二本立てを検討すべきです。

整備新幹線では、並行在来線の経営分離を前提とする問題だけではなく、掘削土の受入候補地を新幹線ありきで推進する姿勢も認められません。

マイナンバー制度は、国民の各種個人情報を個人番号によって結びつける制度であり、社会保障などの締めつけと、税、保険料の徴収強化につながるものです。利便性が強調されていますが、甚大なプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪の危険性が今後さらに増す可能性があることから、許されません。

不登校児童生徒支援事業費についてです。新たに支援員を配置して、学習支援や教育相談の拡充が行われましたが、大きな効果があったと聞いています。引き続き国の補助を求めていくと同時に、北海道にも、事業を実施した自治体とも協力して支援を求めていくべきです。

議案第11号平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国民健康保険加入世帯の86%は所得150万円以下です。この所得階層で未納者が全体の75%を占めています。国民健康保険に加入している世帯主は、その多くが非正規雇用や年金生活者、無職の方たちです。たとえ所得が低くても全ての国民が安心して医療が受けられるようにする。だからこそ社会保障として位置づけられています。徴収一元化の名のもとに滞納対策としての国民健康保険の取り上げは、法の趣旨にも反しています。生活を逼迫させるような徴収は行うべきではありません。国の負担割合についてももとに戻すことを強く求めるべきです。

議案第12号平成28年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

長寿化計画ですが、計画どおりに進められていません。

議案第13号平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は年々ふえているのに、事業所数はふえず、2016年度決算の簡易水道に対する一般会計繰入金は2015年度に引き続き1億円を超えました。このままでは本市の簡易水道事業は赤字がふえるばかりです。本来、本事業の赤字の責任は、簡易水道事業を進めてきた北海道にあります。北海道は赤字を補填するのが当然です。北海道は、財政赤字の負担はできないが、企業誘致に力を入れると約束していましたが、企業数はふえていません。ずさんな計画を主導し、そのつけを小樽市民に押しつけている北海道の責任は厳しく問われます。

議案第14号平成28年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

高過ぎる保険料は市民の大きな負担となっています。第6期の保険料は、隣接する札幌市や石狩市よりも高く、全道の市で3番目です。保険料は無年金の人からも徴収し、年金が月1万5,000円あれば強制的に年金から天引きされます。だからこそ低所得者に対する減免制度が重要です。現在の介護保険は、サービスの利用がふえたり、介護職の労働条件を改善したりすれば、直ちに保険料、利用料の負担増にはね返るとい根本矛盾を抱えています。日本共産党は国に対し国庫負担の引き上げを強く求めるべきと主張してきたとともに、介護給付費準備基金の取り崩しや応能負担の強化による引き上げ抑制、一般財源の繰り入れを行うことによる保険料引き下げを求めてまいりました。

議案第16号平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

後期高齢者医療給付費と基準財政需要額算入額に乖離が生じています。単年度数億円の財政負担を地方自治体に押しつける国の責任は重大です。そもそも後期高齢者医療制度は、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上げにつながる異常な制度だとこれまでも指摘してまいりました。国に対し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換することを求めるべきです。

議案第17号平成28年度小樽市病院事業決算認定についてです。

民間の経営手法の名で効率を優先するのでは、公立病院としての役割に反します。また、DPCでは、在院日数を短くして、患者の回転を速くするほど収入増になることから、検査の先づけや後出しが行われないよう注意が必要です。

議案第18号平成28年度小樽市水道事業決算認定について、議案第19号平成28年度小樽市下水道事業決算認定についてです。

水に関するアンケートでは、現在の水道と下水道料金について、「高い」と「やや高い」を合わせた回答が46.2%と高い割合になっています。日本共産党は、本市の基本水量は他市に比べて高い水準にあり、10カ年計画の切りかえ時期を待つのではなく、基本水量の見直しに取り組むべきと主張してきましたが、市は、長期的な収支の見通しが必要であり、2019年からの小樽市上下水道ビジョンの中で基本料金などの見直しも含めて検討していきたいと答弁しています。小樽市は、基本水量に達しない世帯の料金の見直しや基本料金の改定など、市民負担の軽減に向けて真剣に取り組むべきです。

残りの議案にも共通することといたしまして、日本共産党は、公共性の高い事業について消費税をかけることについてこれまでも反対してまいりました。消費税の転嫁はやめるべきです。

以上を申し上げ、それぞれの決算について不認定を主張し、討論といたします。

○中村（吉宏）委員

自民党を代表し、平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論いたします。

詳しくは本会議で述べます。

まず第1点目、市交際費について予算流用の措置を行った件であります。

年度予算で計上した額に不足が生じたことについて、年末から年始にかけて市長の参加する会議がふえたことでした。このことは、27年度の状況からわかることであり、28年度の当初予算に計上すべき内容ではなかったのでしょうか。たとえ予算提案が難しいものであるにせよ、国からの指導通知で、流用をせず通常の予算措置を行うべきという旨が示されているのであれば、それに従うことがあるべき行政運営の姿であると考えます。

この点、28年第4回定例会の会期内に補正予算案の提案を行うことも可能であったでしょうし、仮に間に合わないにしても、専決処分等で議会に執行状況を示すことは可能だったのではないのでしょうか。いずれにせよ、議会判断を仰ぐことなく、本来的に認められない状況で執行されたものを認定するわけにはいかないものであります。

第2点目として、28年度除排雪予算の執行についてであります。

28年度、市民からの排雪要望を満たしていない状況は、苦情件数からも明らかであります。本来市民ニーズに適合する除排雪予算を計上し、その執行を行われなければならないところ、全くそのニーズを満たしていないと言わざるを得ない昨年度の執行状況を、我が会派としては認定するわけにはまいりません。

第3点目として、高島漁港区における観光船事業者への許認可に係る手数料等の収入について、執行の不適切が認められることについてであります。

28年第3回定例会以降、議会では、分区条例や港湾法に基づく小樽市港湾施設管理使用条例上、漁港区の港湾施設や建築物を観光船事業の用に供するための利用を認めることは許されるべきものではなく、また、漁業者の権利に配慮せず、市長の後援会関係者への便宜供与はやめるべきだという議論が行われ、これらの許認可等は法令、条例に違反するものだと主張してきました。そして、小樽市コンプライアンス委員会も、これら許認可について、法令・条例違反やその疑いありとの判断を下したところであります。

28年度、市長はこれまでの議会議論、判断を一顧だにせず、許認可は妥当との認識で執行を進めてきましたが、法令・条例違反の許認可等を根拠に観光船事業者に請求、收受した係船料などの料金をそのままにすることは、妥当ではないものであります。一連の許認可等を含め、法令・条例違反の状況が、小樽市職員倫理条例に基づいて是正措置を求められている状況下、これら收受した利用料等についても是正等をするべきものであります。

よって、自民党は、平成28年度小樽市一般会計決算について、不認定と判断いたします。

委員全員の御賛同をお願いし、討論といたします。

○高橋（龍）委員

民進党を代表し、議案第7号平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論させていただきます。

まず除排雪について、以前のような細かな排雪が行われていないこと、排雪抑制をしていないとしきりに言うてはいますが、市民目線で考えたときには、排雪を行うべき場面であってもパトロールを行った結果必要ないと断ぜられた箇所が多々あること、森井市長はきめ細やかな除排雪をうたっているにもかかわらず、就任後に行われたのは、除雪において出動の要件を15センチメートルの降雪から10センチメートルへの変更、がたがた路面の解消など、除雪に特化した部分でしか変化がないことも大いに問題であります。これは現状、比較的細やかな除雪と大まかな排雪でしかありません。

道路脇に残る雪の総量を削減できているわけではありません。つまり、必要に応じて行っているはずの排雪が、市民にとってではなく、小樽市側にとって必要な場合であると言わざるを得ない状況なわけです。その裏側には経費の圧縮があり、さも適切に処置を行っているかのように市民の方々に伝えることには違和感を覚えます。市民の皆さんの声といま一度真摯に向き合うべきです。排雪は除雪に比べて費用がかかることは存じていますが、通学路の安全確保すらできていなかった予算執行には賛同できません。

また、その他、高島漁港区の手續の瑕疵なども含めて、市長の行政運営は独善的であると考えます。市民のためと言いながら市民目線が欠如していることを踏まえて、決算を是とするわけにはまいりません。したがって、28年度決算を不認定とするものであります。

以上、各党派の賛同を求め、討論とさせていただきます。

○齊藤委員

公明党を代表し、平成29年第3回定例会議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定を求めて討論を行います。

まず、財政運営に関して、本市財政状況は、28年度決算で見ると、実質収支は約6億6,300万円の黒字となったものの、単年度収支では約12億5,900万円という4年ぶりの大幅な赤字、さらに財政調整基金への積立金約9億6,100万円を差し引いた実質単年度収支においても、約2億9,800万円と3億円近い赤字となっています。

監査委員審査意見書にも触れられているように、市税や地方交付税など歳入の減が想定される中、こども医療費助成の拡大、公共施設の耐震化及び道路、橋梁など社会インフラの整備など、財政支出は増大する一方であり、歳出増には歯どめがかかりません。それにもかかわらず、歳入の落ち込みは財政当局にとって想定内のことでありながら、必要な歳入の抑制を行わず漫然と財政赤字を増大させたことは、財政規律を守るべき市の判断ミスであり、その責任は重大です。

具体的な事業に関していえば、森井さんが公約の1丁目1番地としてきた除排雪について、きめ細やかな除雪はおろか、市民からの苦情や要望に対して1週間以内に対応できた割合は、森井さんが市長になる以前の26年度には約56%なのに対して、28年度は約38%と18ポイントも低下しています。今、本市が行っている除排雪は、全くきめ細やかどころではなく、市民の求める方向とは全く違って、除雪についても、排雪についても、パトロールの人員や車の台数をふやしているにもかかわらず、効果的な除排雪につながっていないばかりか、かえって市民要望に逆行する結果となっています。

我が党の質問により、排雪の予算がついているにもかかわらず、市民からの要望もあり必要な排雪であるにもかかわらず、それを行わず、予算を不用額として残してしまった事実が明らかになっています。このような全く市民要望を無視した予算執行を容認することはできません。

さらに、コンプライアンス委員会から条例違反と指摘されている高島漁港区における観光船事業に関する港湾施設使用料などのうち、28年度に運河護岸・物揚場護岸登録、係船環設置使用料として市が受け取った6万1,352円は、徴収する根拠のない、本来取ってはいけない収入だったことが明らかになりました。根拠のない使用料を収入とする決算を認定することは許されません。

最後に、市長交際費については、市の財政状況なども考慮して、年額75万円が踏襲されています。ところが、28

年度市長交際費の当初予算は75万円であるにもかかわらず、決算額は92万5,542円と当初予算を17万5,542円上回っています。もし市長交際費が不足だと考えるならば、当初予算から余裕を持った予算を要求すべきです。そのこと自体は、議論にはなったとしても、市長としての考え方とは言えます。もし万が一途中で不足が予想されれば、その時点で早目に補正予算を提出すべきです。しかし、森井さんは、まさに森井さんらしくといたしますか、この不足を、よりもよって職員課の共済費という他の課の費目からの流用という前代未聞のいわば禁じ手を犯して埋め合わせるという暴挙に出ました。

交際費については、昭和40年5月26日の行政局長・財政局長通知により、他の費目の流用または予備費の充用は適当でないと明確に述べられています。本市財政部も答弁で、補正による予算措置が原則という認識を示しています。補正が間に合わなかった、用途を公開しているなどは全く言いわけにすぎず、流用を認める根拠とは言えません。したがって、平成29年1月19日から3月30日までの28年度市長交際費の支出17万5,542円は、不適切な予算執行と言わざるを得ません。

27年度は参与の嘱託報酬という人件費における流用、28年度は市長交際費における流用と、財務会計のルールの基本を無視しまくる森井さん、それが森井さんだと言われればそれまでですが、そんな不適切な支出を含む決算を認定することはできません。

以上の理由により、29年第3回定例会議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定の態度を表明し、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第7号について採決いたします。

認定とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立なし)

○委員長

起立なし。

よって、不認定と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、ひとえに松田副委員長を初め、委員各位と説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。